

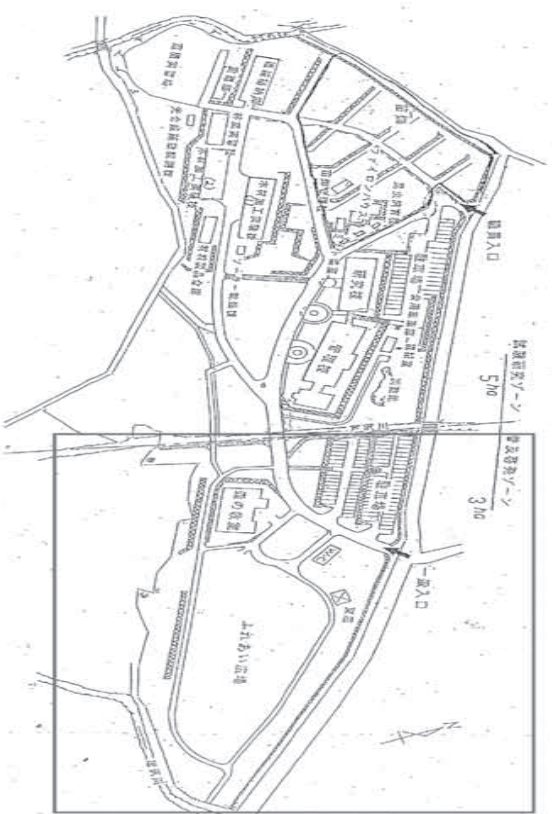
iii. 費用対効果を考え規模の縮小を考えるべきである。  
 これまでも、緑化圃の段階的な縮小による集約化（平成17年度、平成20年度）が実施され、県直営から委託への移行等によるコスト縮減が行われてきたところである。

上記の過去5年間の推移を見ると配付本数は通減し、直近の平成21年度に至っては枯損等減数が配付本数を上回るような状況にある。また、平成21年度の期末本数を配付本数で除した配布に要する年数は16年以上となっている。更に、受入時の費用、枯損等の処理費用、期末本数の養成のための費用等もあるものの、単純ではあるが、平成21年度の配付本数691本を委託金15,376千円で除して算定した1本当りの単価は約22千円となる。したがって、最近の事業実績からは、その役割がだいぶ薄らいだ感はあるが、ニーズに応じた事業規模に縮小等を検討すべきである。

② 普及啓発ゾーンにおける競争入札制度等競争原理の導入の検討について（意見）

i. 普及啓発ゾーンと随意契約

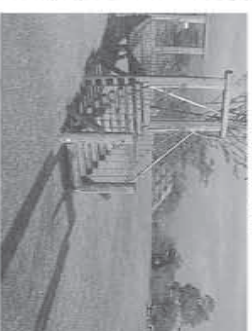
山梨県森林総合研究所は、河川で左右に区切られた下図の左側半分が試験研究ゾーンであり、右側が森の教室建物及びふれあい公園（芝生公園）がある普及啓発ゾーンとなっている。



森の教室については、林業の展示室、森の図書コーナー、木工教室が常設されるほか、年20回程度森の教室として講座を開催している。また、ふれあい公園は芝生の公園である。



森の教室



ふれあい公園

森林総合研究所

この普及啓発ゾーンの管理運営は、平成 6 年度より山梨県林業公社との間で随  
意契約による委託契約が締結されている。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託金額	15,113 千円	15,162 千円	15,103 千円

ii. 競争原理の導入の検討

随意契約は例外的な契約方法であって、相当の理由が必要とされる。森林総合  
研究所では、この理由を以下 4 点として、競争入札によらず随意契約としている。

- ・山梨県林業公社が、「武田の杜」などについても数年来受託管理を行っており普  
及啓発施設の維持管理とイベントなどの普及啓発行事のノウハウを持っているこ  
と。
- ・森林・林業の現状や行政としての今後の方向性などの知識、そしてそれを解り  
やすく相手に伝えるための技術的知識や情報が求められること。
- ・平成 6 年度から長きにわたり、当該管理運営業務を適切に履行し、人的資源と  
ノウハウを持ち合わせている団体は山梨県林業公社以外には認められないこと。
- ・森林・林業に関する専門的知識、普及啓発行事の企画力の双方が必要であり、  
競争入札に適さないこと。

確かに、山梨県林業公社の森林・林業に関する専門的知識、普及啓発行事の企  
画力はあると思うが、相当の専門的知識を必要とする森の教室の講座については、  
平成 21 年度では全 25 回のうち 20 回は外部講師及び森林総合研究所の職員が講師  
となっているのが現状である。また、平成 22 年度ではそのほとんどを森林総合研  
究所の職員が講師となっている。このことを考慮すれば、ある程度の森林・林業  
に関する知識は必要であるものの、山梨県林業公社のみにしかない委託業務  
ではないと思われる。

また、「武田の杜」の管理運営は指定管理者制度に平成 17 年度から移行されて  
いる。さらに、委託されている普及啓発ゾーンは河川で試験研究ゾーンと明確に  
区分されており、民間委託したとしても試験研究ゾーンには影響は少ない。

このことから、随意契約とするのではなく、競争原理を導入した競争入札や指  
定管理者制度への変更を検討されたい。

森林総合研究所

③ ハケ岳薬用植物園における観光的观点を採り入れた施設運営の検討について（意  
見）

i ハケ岳植物園の概要

ハケ岳薬用植物園は、北杜市小淵沢のハケ岳山麓の小淵沢 1 C から車で 10 分程  
度に位置する。農山村地域の振興を図るため、山菜、薬草、きのこなどの有用植  
物の栽培方法等の試験研究や展示を行い、その普及を図っている。試験研究の栽  
培のほかには、年に 10 数回山の幸教室が開催されているほか、きのこ鑑定会やク  
イズを解きながらウオーキングなどのイベントも開催されている。

管理運営は、峡北森林組合に委託されており、誰でも無料で見学散策ができる施  
設であり、南アルプスがよく見えるロケーションである。



峡北森林組合ホームページより

ii 果外利用者の割合

同施設は、植物園として無料で一般公開されており、ハケ岳というロケーシ  
ョンから記載者のみのデータではあるが利用者の果外比率は 7 割程度と高く、観光  
施設的な性格も合わせ持っている。

森林総合研究所

年	月	来園者数 (人)	記帳者数 (人)	内県外利用者数 (人)	県外比率
21	4	640	111	67	60%
21	5	2,680	501	313	62%
21	6	1,480	374	271	72%
21	7	3,140	945	772	82%
21	8	3,050	536	451	84%
21	9	2,480	602	438	73%
21	10	1,900	373	232	62%
21	11	350	97	45	46%
21	12	150	44	3	7%
21	1	60	15	1	7%
21	2	70	12	10	83%
21	3	210	82	23	28%
年度合計		16,210	3,692	2,626	71%

iii 施設の効果的・効率的利用の検討

この観光施設的な性格を踏まえ、本来の農山村地域振興に観光的な側面にも配慮し、県有財産の効果的活用が最大限可能となるような利用方法を検討されたい。

山梨県工業技術センター

4. 山梨県工業技術センター

(1) 試験研究課題

① 試験研究課題の評価体制について (意見)

外部評価は基礎分野と地場分野の研究に分けて行われ、それぞれの分野に学術関係と民間の関係者が評価委員として参加している。最近の評価委員会の開催状況と評価委員の出席状況は、次のとおりである。

<外部評価委員の出席状況と評価件数>

分野・区分・評価委員 学術	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数	出席 件数	欠席 件数
A	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
B	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
C	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
D	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
E	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
F	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
G	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
H	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
I	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
J	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
K	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
L	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
M	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
N	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
O	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席
評価件数																
基礎技術分野	3	8	5	8	5	8	5	8	5	8	5	8	5	8	5	8
基礎技術	2	0	1	7	1	5	2	7	1	5	2	7	1	5	2	7
基礎技術	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
地場産業分野	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地場産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地場産業	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
合 計	8	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基礎技術	3	0	1	7	1	5	2	7	1	5	2	7	1	5	2	7
基礎技術	2	0	1	7	1	5	2	7	1	5	2	7	1	5	2	7
基礎技術	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
地場産業	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地場産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地場産業	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
合 計	8	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基礎技術	3	0	1	7	1	5	2	7	1	5	2	7	1	5	2	7
基礎技術	2	0	1	7	1	5	2	7	1	5	2	7	1	5	2	7
基礎技術	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
地場産業	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地場産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地場産業	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
合 計	8	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

平成18年度第1回から平成21年度までの外部評価委員の評価委員会出席状況は、以下のとおりである。

- 全員出席・・・3回
- 1名欠席・・・2回
- 2名欠席・・・4回

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

研究実績の評価に関しては事前に各評価委員に評価関係資料一式を送付し、書類の検討時間を確保している。ただし、最終面談による説明を直接受け取らないで評価を実施することは、最も重要な直接面談、質疑応答を行っていないことになり、事前の資料説明のみで評価結果を下すことは完全な評価とは言えず、難き側面がある。

評価委員によってはやや出席率の低い評価委員もいるため、今後の評価委員の選定に当たっては出来るだけ確実に評価委員会に出席が可能な者の選定について留意する必要がある。また、研究の評価にあたっては評価委員に代替日における個別面談等の実施や、代理となる人員の資質が問題であるものの、評価委員の代理として出席が可能な人員の確保等の対応が必要になるものと思われる。

② 試験研究課題ごとの県民負担額の説明責任について（意見）

研究開発コストに関してはそれぞれの研究テーマごとの予算要求、予算配分ペースで人件費以外の部分しか考慮がなされていない、すなわち現状では、研究そのものに関する人件費を除く直接費用（備品費、原材料料費、消耗品費、委託加工費、旅費、その他費用）のみの範囲で研究テーマの事前評価段階（研究計画書）と事後評価の段階（研究結果報告書）において、参考的に報告されているのみである。

現在は、それぞれの研究テーマに関して、研究開発時間は個別に把握されていない。研究開発テーマの評価にあたっては、実際にどの研究テーマにどのくらいの研究員の時間を要したかということも考慮に入れながら研究結果の評価を実施することも必要ではないかと思われる。

研究テーマに関する最大のコストは研究者本人の人件費コストであるため、この部分についても研究テーマごとの人件費コストの把握をすることが必要である。それぞれの研究テーマに関するその研究の成果としての評価結果を検討するうえでも必要であるとともに、納税者がそれぞれの研究テーマに負担するコストはどのくらいかかっているのかということも、試験研究機関側においても正しく把握しておく義務とその必要性があるものと考ええる。

ちなみに、山梨県工業技術センターでは約3年前までは通常の勤務時間に限り研究員ごとに指導・相談業務、依頼・試作業務、研究業務に区分して大体の時間把握を行っていた。しかしながら、現在はこの時間管理を行っていない。この時間管理方式を復活させたうえでさらに精緻な取り組みをして頂くことにより、研究のために要する研究者の人件費コストを研究テーマごとに把握する方向で対応を実施することも今後の検討課題と考える。

③ 時間外勤務の把握に関する考え方について（意見）

平成21年度の時間外勤務状況は、個人別に算出されている。この時間外勤務時間は、山梨県工業技術センターの平成21年度の目標時間制度等により管理される時間外勤務時間をその上限としており、個人別に算出された時間をそれぞれのグループごとに集計されたものは以下のとおりである。（個人別に時間データを記載することに資して、便宜上グループごとに集計した。）

グループ名	対象人員	年間時間外勤務時間	1人当たり時間
総務課	2名	443時間	221.5時間
企画情報部	6名	177時間	29.5時間
生活技術部	10名	204時間	20.4時間
電子・材料技術部	16名	793時間	49.5時間
高度技術開発部	6名	332時間	55.3時間
デザイン技術部	5名	179時間	35.8時間
ライオンセンター	3名	479時間	159.6時間
合計時間	48名	2,607時間	54.3時間

この時間外勤務時間については、山梨県工業技術センターの研究者と事務部門職員の個人別時間外勤務手当の計算のために集計された時間である。これらの集計された時間に係る研究コストについても、管理部門（総務課）以外に関してはそれぞれの研究テーマごとに当該コストを認識してゆることが今後には必要と考える。

時間外勤務時間のコスト把握については、前記②の方法に準じて時間把握を行うことが可能である。これにより、研究業務に掛ったすべての時間外勤務時間を加味し、それぞれの研究テーマごとに算出された総研究コストを把握したうえで、県民負担額としての説明責任に対応できるような方法を講じておくことが必要である。

(2) 会計

① 機械の使用料について（意見）

山梨県工業技術センターの設備、機械の使用料は山梨県工業技術センター諸収入条例（山梨県条例第三号）により規定されている。山梨県工業技術センターの条例で定められた設備、機械の使用料は全部で287件あるが、その使用料の積算にあたっては、減価償却費を所要経費の一要素として考慮している。ところが当該減価償却費の計算に当たっては残存価額10%を控除して計算している。現行の制度会計では平成19年4月1日以降取得の固定資産の減価償却費の計算に当たっては残存価額を1円として計算しているため、山梨県としても残存価額を10%と設定するのをやめることにより、一時間当たりの使用料をアップすることも可能であり、また現在の制度会計に合致した対応であると解する。高、平成19年3月31日以前に取得の固定資産の減価償却費の計算に当たっても、税務会計上償却可能限度額に達している資産については5年間で残存価額1円まで償却することが可能である。したがって、山梨県工業技術センターにおける平成19年4月1日以降取得の設備、機械については、このような対応の上でその使用料を

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

決定すべきであり、また平成19年3月31日以前に取得の設備、機械についても、最終的には残存価額1円まで償却することができることから、使用料の変更等も検討すべきである。  
 例えば当該条例のレーザーアブレーション質量分析の1時間当たりの使用料は4,160円と定められているが、積算の根拠の減価償却費は残存価額10%を控除している。残存価額を1円として計算することにより、1時間当たりの使用料を4,470円にアブレーションすることも可能である。この結果平成19年度696,921円、平成20年度525,128円の増収が見込まれる。

＜山梨県工業技術センター使用料・手数料算出根拠＞  
 使用料

種別及び区分	単価 (1時間 当たり) B	人件費 J	減価償却費 K	光熱水費			消耗品費 P
				電気代 L	ガス代 M	水道代 N	
B=J+K+ L+M+N +P 円	68	@ × 所要時間	@ (時間当たり償却 費) = (取得価格-残 存価格) ÷ (耐用年数 ×稼働日数×8時間) K=@	@=10 円 /Kwh	@=110 円 /m <sup>3</sup>	@=217 円 /m <sup>3</sup>	—
レーザー 質量分 析装置	B=3,971. 2 円	J=68×5 =340 円	K=(30,313,500-3,031, 350) ÷ (5×258×8) =2,643.6 円	L=10 × =145 円	M=110×0 =0 円	N=217×0 =0 円	P=843 円
		人件費： 県職員全 体の平均 給与 (H17 財政課資 料)	耐用年数：コビエタ関 係6年、加工機械関係 7年、左記以外のもの 5年とする。 残存価格：取得価格の 10%とする。 年間稼働日数：258日 とする。	—	—	—	7h <sup>30</sup> × 840 円/時 間 × 3 円/時間

所要経費の算出根拠

料金 3,970 (10円未満四捨五入)  
 消費税 190 (10円未満切り捨て)  
 金額 4,160

(3) 契約

① 平成21年度契約の空調設備自動制御機器の年間保守業務について

委託内容：空調設備自動制御機器の年間保守業務  
 委託者名：Y社  
 契約種別：随意契約  
 委託金額：4,725,000 円

山梨県財務規則によると、契約金額100万円以上の契約については指名競争入札による必要がある。当該契約についても本来は指名競争入札が必要であるが、下記の理由で省略し、随意契約としている。

(理由)

○当センターの精密機器等を正常に作動させるためには適切な空調環境を保持することが必要である。上記委託者は空調設備自動制御機器のメーカーであり、当センター専用に設計された当該機器等の専門知識を有し、各機器の修繕等に要する専用部品を常備・供給でき、速やかな応急対応の態勢を整えた県内唯一の業者である当該業者の対応が不可欠である。

○以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、財務規則第137条第3項及び同運用通知第137条関係4-アにより、見積合わせを省略する。

い. 予定価格の算定について (指摘事項)

上記契約において、上記委託者から見積書を入力して予定価格の算定を行っているが、予定価格の内訳の積算額算定にあたっては当該見積書をもとにほぼ転記しているのみであり、独自に予定価格の積算を行っているわけではなく予定価格の積算が形骸化している。従来から継続してきている契約であるからと思われるが、保守・点検の内容を精査した上で委託先の作業工数、修繕部品等の原価を独自に算定し予定価格の積算を行うべきである。

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

ii. 契約の一連の流れについて (意見)

上記契約において、支出負担行為の起案日、同決裁日、業者の見積書の見積日及び保守契約日が全て平成21年4月1日である。単独随意契約における契約事務の流れは、積算資料を基に委託料の積算を行い、支出負担行為の起案・決裁を受け、予定価格調書を作成(予定価格決定)し、以上の内部作業を経た上で業者から見積書を徴取し、委託契約先との保守契約を行うこととなる。これらの契約の一連の流れ(起案・決裁・契約行為等)がすべて同日(4月1日)に行われることは不自然と思われるため、疑念の生じさせることのない様に今後の対応を検討することも必要と思われる。

② 実験排水処理施設の水質検査業務の予定価格の算定について (指摘事項)

委託内容：実験排水処理施設の水質検査業務

契約種別：指名競争入札

契約年度	委託者名	委託金額
平成19年度	A社	2,100,000円
平成20年度	B社	1,035,300円
平成21年度	A社	352,800円

各年度の委託契約の内容は同一にもかかわらず委託金額は上記の通り2年間で約1/6に下落している。平成19年度～平成21年度の入札に当たっては下記のような応札状況である。平成19年度は参加業者4社ともにほぼ同様な金額(開差率4%)で応札しているが、平成20年度から参加業者5社となり平成20年度の開差率約108%、平成21年度の開差率約500%となっている。また、応札金額も業者によっては急激な下落を示している。このような急激な下落は不自然であり、特に平成20年度のB社(下落率53%)、平成21年度のA社(下落率81%)及びE社(下落率81%)は極端な下落率となっている。受注競争が極端な形で表面化したものと思われるが、急激な下落金額で応札した業者に対してはその理由を聴取すべきものと思われる。さらに受注競争の結果による委託金額の下落とはいえ極端な赤字受注が行われていない限りは、当初の予定価格の算定が結果として不合理なものであったとの疑念を抱かれる可能性は否定できないものと思われる。

契約年度	参加業者数	参加業者名		応札金額(税抜)
		A社	B社	
平成19年度	4	A社	B社	2,000,000円
		B社	C社	2,080,000円
		C社	D社	2,080,000円
		D社		2,060,000円

契約年度	参加業者数	参加業者名					応札金額(税抜)
		A社	B社	C社	D社	E社	
平成20年度	5	A社	B社	C社	D社	E社	1,800,000円
							986,000円
							1,856,000円
							2,050,000円
							1,868,000円
平成21年度	5	A社	B社	C社	D社	E社	336,000円
							896,000円
							2,000,000円
							1,500,000円
							396,500円

落札業者

③ 平成21年度契約の昇降機保守点検業務について (意見)

委託内容：昇降機保守点検業務

委託者名：H社

契約種別：随意契約(平成19年度から3年間の長期継続契約)

委託金額：1,858,500円(年額)

山梨県財務規則によると、契約金額1,000,000円以上の契約については指名競争入札による必要がある。当該契約についても本来は指名競争入札が必要であるが、下記の理由で省略し随意契約としている。

(理由)

- 上記委託者は、当センターの昇降機のメーカー系保守管理業者であり、適正な運行管理のための製造者固有のノウハウを有するとともに、従前の保守管理業務の遂行状況も良好であり、その信頼は高いものと認められる。
- また、本昇降機は遠隔監視システムによる常時監視を行っており、他の業者に管理を委ねることに伴うシステム入れ替えの多大な費用発生も考慮する必要がある。

○以上から、山梨県財務規則第137条第3項及び同運用通知第137条関係4-アにより、見積合わせを省略する。

上記随意契約の理由の一つとして、本件保守点検業務においては遠隔監視システムによる常時監視を行っているため、他の業者に管理を委ねることになるとシ

システム入れ替え等のために多大な費用が発生することを考慮している。しかし、新規の業者に委託された場合、当該業者負担で同様な遠隔監視システムを新たに導入することになるが、入札に参加する業者が当該システムを導入することに伴い発生するコスト計算を独自に行うことであり、発注先である工業技術センターがその費用を考慮すべきものではないものと思料される。また、昇降機の保守点検業務において製造業者以外の業者が行うことやその際遠隔監視システムを導入することは一般的であり、3年間の長期継続契約方式を採用していることから入札参加業者も比較的コストカバリーを行うという状況にあるものと思われる。

以上より、随意契約を行うことの根拠が希薄であり、財務規則通りの指名競争入札による必要があると思われる。

④ 見積もり合わせによる随意契約の業者選定について (意見)

山梨県財務規則によると、契約金額 10 万円以上の契約については原則として見積合わせによる必要がある。平成 21 年度上期の見積合わせによる必要がある随意契約による委託内容は下記の通りであり、直近 3 年間における見積合わせの参加業者数が 2~3 社と固定化している。参加業者数の拡大をできるかぎり図り、より委託金額の低減の努力を行うべきである。

委託内容	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ラインセンター一般廃棄物の処理	2 社	2 社	2 社
センターで排出する一般可燃物等の処理義務	2 社	2 社	2 社
自動ドアの年間保守	2 社	2 社	2 社
消火栓設備等保守点検業務	2 社	2 社	2 社
ラインセンターの植栽管理業務	2 社	2 社	2 社
火災報知設備等保守点検業務	2 社	2 社	2 社
空調設備用ラインターの清掃点検	3 社	3 社	3 社
飲料用貯水槽の清掃消毒点検業務	2 社	2 社	2 社

⑤ 機器保守点検業務について

1. 機器本体購入時に保守点検業務も含めた入札の検討 (意見)

機器保守点検業務について、委託金額が 100 万円を超えているものが下記のように一社随意契約となっている。これらの機器も多額であることを考慮すると、機器購入の入札時の段階で、保守点検業務も含めて入札を実施することも必要であると思われる。このことにより全体の費用を低減させるべきである。下記の単

独随意契約は、製造業者または独占的代理業者で一社専有のものであるため、委託金額が業者に支配される可能性が大きいと言わざるを得ない。したがって、機器本体購入時に保守点検業務も含めた入札の検討を行う等入札の改善策を講じるべきである。

ii. 長期継続契約採用の検討 (意見)

また、下記契約の委託者の選定に当たって、委託者は機器本体の製造業者または独占的代理業者であり、保守管理する上で他の業者では行い得ない独自のノウハウ等があるという制約が認められ、当該業者以外では現実的に保守管理業務が行い得ない状況である。したがって、今後も当該業者以外の委託が考えられない状況にあることから、単年度契約に比べてスケールメリットを活かした経費節減効果が認められる長期継続契約の採用も検討すべきと思われる。

下記以外の少額なソフトウェアのメンテナンス、精密機器等の保守点検も随意契約で年間保守契約を行っているが、これらの契約についても当該機器等の製造業者または独占的代理業者以外では現実的に保守管理業務が行い得ない状況である。したがって、契約事務の合理化も含め、同様に長期継続契約の採用も検討すべきと思われる。

<機器保守委託業務 (100 万円以上：H19-H21) 単独随意契約業者の特質について>

No	委託内容	製造業者名	受託者名	委託金額 (単位：円)	委託年度	随意契約理由		機器の 取得価額(単 位：円)
						業者の 特質		
1	積層造形装置の保守点検経費	D 社	D 社	1,590,750	H19, H20 H21	一社 専有	製造業者	16,800,000
2	ANSYS Mechanical & Emag3D add on の年間保守業務委託	A 社 (米国)	S 社	2,604,000	H19, H20 H21	一社 専有	独占的 代理業者	33,075,000
3	高精度 CNC 三次元座標測定機の保守点検業務委託	K 社(独)	M 社	1,260,000	H19, H20 H21	一社 専有	独占的 代理業者	129,499,840
4	G/ I for NX & ANSYS LS-DYNA add on の年間保守業務委託	A 社 (米国)	S 社	1,001,700	H19, H20 H21	一社 専有	独占的 代理業者	26,460,000

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

No	委託内容	製造業者名	受託者名	委託金額 (単位:円)	委託年度	随契約理由		機器の 取得価額(単 位:円)
						業者の 特質	独占的 代理業者	
5	電子プロセッサの保守業務の年間保守業務委託	N社	N/D社	2,572,500	H19, H20	専有	保守業者	No2に含む 57,750,000
6	有限要素解析ソフトウェアANSYS-CFXの保守業務委託	A社 (米国)	S社	1,606,500	H21	専有	独占的 代理業者	No2に含む (一式として 執行)
7	CAD/CAMソフトウェア(CAD Doctor, Cimatrone)の保守業務委託	C社 (イギリス)	S J社	1,018,500	H21	専有	独占的 代理業者	No2に含む (一式として 執行)
8	レーザー加工機の保守点検業務委託	C社 (米国)	F社	1,142,580	H19, H20	専有	独占的 代理業者	41,769,000
9	走査電子顕微鏡の年間保守業務委託	N社	R社	1,165,500	H19, H20	専有	独占的 代理業者	30,100,000
10	構造解析ソフトウェアの年間保守業務委託	A/D社 (米国)	D J社	1,039,500	H19, H20	専有	独占的 代理業者	No4に含む (一式として 執行)
11	赤外分光光度計の保守点検業務委託	N/B社	L社	1,320,990	H20	専有	独占的 代理業者	22,660,000

(4) 物品・固定資産管理

① 主要備品の管理について(指摘事項)

主要備品(100万円以上)で既に現物が無いものが、取得価額ベースで193百万円(17件)あり、適切な資産管理が行われていない。また、これら現物が無い主要備品に山梨県は、火災共済に加入しており、無駄な又は意味のない保険料を支払っている。是正することが必要である。  
主要備品で現物が無いものの明細は次のとおりである。

物品番号 物品分類番号 分類名	品名: 規格品質	数量	取得年月日	取得価額	使用場所	廃却 年度	火災 共済
98002602 02-01-99 その他の機器・ 用品	三次元CAD・ 樹形IT CAD KEY977ソフト ソフト(WARP)	1	H10.10.14	1,935,000円	研究管理 棟1階精 密測定室	不明	—

物品番号 物品分類番号 分類名	品名: 規格品質	数量	取得年月日	取得価額	使用場所	廃却 年度	火災 共済
99010347 03-01-01 写真機	CCDカメラ・ カメラ/電子/ト クス XC-75	1	H11.11.30	2,310,000円	研究管理 棟1階精 密測定室	不明	—
91001624 03-02-99 その他の観察・ 観測用光学機 器	構造解析シ ステム・横河 電機/パナソ ニック/ハネ	1	H4.2.28	38,522,000円	研究管理 棟4階シ ステム	H20 年度	○ 3,852円
70000042 05-01-03 おじり・せん断 機器	高精度カッ ト測定器 理学電機機 器 MJ200AD2	1	S46.2.3	3,350,000円		数年 以上 前	○ 335円
83000143 05-01-20 その他の力学 試験機	777714・エ ンジン・横河 電機/トナ ト 附No.8086	1	S58.8.10	2,985,000円	研究管理 棟4階電 子計測室	H19 年度	—
80000243 05-01-99 その他の強度 (物性)試験・計 測機器	自動分極装 置・北斗電工 附冊-104、 HA-301、Hg -101	1	H55.10.31	1,320,000円	研究管理 棟6階分 析	H10 年度	—
81000065 05-01-99 その他の強度 (物性)試験・計 測機器	X線応力測定 装置用ソー ル・メタ/電子 顕微鏡-2A	1	S56.7.31	3,960,000円	研究管理 棟5階精 密測定室	H6 年度	○ 396円
91001638 05-01-99 その他の強度 (物性)試験・計 測機器	硬質膜用密 着性試験 機・SEM社 AMI	1	H4.2.1	8,240,000円	研究管理 棟5階金 属材	H21 年度	○ 824円
91001640 05-01-99 その他の強度 (物性)試験・計 測機器	超音波探査 映像装置・日 立建機 AT7000	1	H4.2.28	27,192,000円	研究管理 棟5階金 属材	H20 年度	○ 2,719円
81300067 05-04-01 分光分析機器	赤外分光光 度計・南島津 製作所 IR-440	1	S56.4.8	4,400,000円	研究管理 棟2階宝 石物	H20 年度	○
91001666 05-04-06 X線分析機器	表面物性分 析装置・南島 津製作所 XSM-800 PCI	1	H4.3.10	65,920,000円	研究管理 棟5階新 素材	H20 年度	○ 6,592円
91001675 05-04-99 その他の分析 化学機器	妨害イオン 検出装置・ハ ンソク社(島津 GC-14AP用)	1	H4.3.31	1,295,328円	研究管理 棟5階環 境科	H20 年度	—



物品番号 物品分類番号	品名： 規格品質	数 量	取得年月日	取得価額	使用場所	廃却 年度	火災 共済
84000182 05-07-01 距離・長さ測量 機器	三次元座標 測定機・サー ボメータG1600A —33R—5	1	S59.11.10	15,300,000 円	研究管理 棟 1 階精 密測定室	不明	○ 1,530 円
91001704 05-99-30 その他の計測 機器	コンパクト分 散型レーザー レンジファイン ダ—2000	1	H4. 2. 28	1,998,200 円	研究管理 棟 5 階環 境科	2～3 年前 廃却	—
99010348 05-99-99 その他の試験 実用付属機 器	画像処理装 置・ハードウ ェア LEC— LKC500	1	H11.11.30	2,362,500 円	研究管理 棟 1 階精 密測定室	不明	—
84000187 06-03-02 織補機及び製 布準備機器	インテリジェン ト・ソーイング マシンの付随 品・モリヤ社 RM207—S16G	1	S59.12.5	1,790,000 円	研究管理 棟 4 階縫 製大	H20 年度	—
82003199 06-04-99 その他の電機 電子機器	パソコン開発ス タ・ヒューマン ワーク 6400	1	S57.10.7	10,797,000 円	研究管理 棟 4 階電 子計	不明	○
総合計				193,737,028 円			

② 主要備品原簿の管理について (指摘事項)

主要備品原簿に登録する時に、使用場所を登録することになっているが、この登録は物品要求書の納入場所となっている。登録時に納入場所が確定しないときは空欄となっており、また一度登録するとその後使用場所が変更になっても従前の使用場所のままとなっている。主要備品原簿の現物を確認した結果、使用場所の記載の不備が認められたものが**125件** (実際の使用場所が違うもの：**38件**、使用場所の記載が空欄のもの：**27件**、使用場所の記載が具体的にでなく包括的な記載のもの：**60件**)であった。また、備品に備品シールが貼付されていないため、備品の特定ができないものが**60件**あった。山梨県では毎年 1 回物品の棚卸をおこない、出納局へその棚卸結果の報告をするよう文書が来ているが、現物の確認場所が相違っていることや①に記載の現物が無いものを考慮すれば、本当は棚卸を行っていると考えられる。

使用場所の登録は一度登録後、使用場所が変更されても当初の登録場所のままとなっているので使用場所は、変更の都度主要備品原簿に再登録をする必要がある。

<主要備品原簿>

物品番号 物品分類番号	品名： 規格品質・ 車台番号	数 量	取得年月日 取得事由	取得価額 (評価額)	納入業 者名	子算事 業名	使用場所 (貸出先等)
90000336 05-01-07・ 構造物機器	非接触表面 形状測定装 置・WIKO 社 TOP-3D	1	H2.12.14	24,700,000 円	不明	地域 シズカ	研究管理棟 1 階精密測 定室

主要備品原簿の物品番号を備品に添付していないため、当該物品が特定できない物件が **60 件** あった。

実際の場所 ⇒ 研究管理棟 5 階

主要備品原簿上、使用場所の記載の不備が認められた物件が **125 件** あった。

③ 寄贈物品の備品原簿への登録について (指摘事項)

山梨県果実酒造組合より寄贈された物品が備品原簿に登録されていなかった。(内訳は下記のとおりである。山梨県果実酒造組合から研究機材として当センターに寄贈されていることから、備品原簿に登録するとともに備品シールを貼付する必要がある。

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

<山梨県果実酒造組合(現・山梨県ワイン酒造組合)より寄贈された備品>

No	品名	規格品質	数	取得年月日	取得価額	寄贈年月日	取得(評価)額(円)	使用場所
1	恒温機	PH-80LS	1	S 62.10.28	4,215,000	H9.6.19	0	保蔵研究室
2	カクシハク	VT-1062MG3	1	S 62.10.28	1,440,000	H9.6.19	0	バイオ研究室
3	カクシハク	MO-202, IM-2	1	S 62.10.28	2,444,000	H9.6.19	0	無菌室
4	細胞融合装置	SSH-1	1	S 63.12.7	4,017,000	H9.6.19	0	6階 A/C室
5	カクシハク	CR6A	2	S 63.12.20	540,000	H9.6.19	0	機器分析 1、2
6	分光光度計	U-2000	1	S 63.12.25	1,466,000	H9.6.19	0	機器分析 室2
7	カクシハク	—	1	H 1.3.10	857,000	H9.6.19	0	バイオ研究室
8	カクシハク	GC-14A1PF	1	H 1.12.25	1,870,000	H9.6.19	0	機器分析 室2
合 計					16,849,000			

④ 図書の備品原簿への登録について(指摘事項)

収蔵図書について備品原簿で管理している数量が 5,203 冊であったが、図書として備品計上すべきものを再度確認したところ、2,996 冊となったのでこの結果に基づき備品原簿についても修正を行う必要がある。

場 所 22年8月11日現在

工業技術センターでの図書備品確定数量(注)

図書室	3,640 冊	479 冊
デザイン室	395 冊	2,456 冊
ワインセンター	576 冊	61 冊
	4,611 冊	2,996 冊

22年3月31日現在の

備品原簿の冊数

物品分類	番号	14-01-	図書館収納品	4 冊
11				
物品分類	番号	14-01-	図書室収納品	5,199 冊
12				
合 計				5,203 冊

(注) 山梨県工業技術センターで、図書備品については3万円以上のもの及び図書として価値のあるものを再確認して決定した冊数である。それ以外は消耗品として購入した図書である。

⑤ 生産物(ワイン)の管理について(指摘事項)

山梨県工業技術センターのワインセンター内では、下表の通り倉内在庫と売場在庫に分けて区分管理されている。平成21年度末において、ワインが熟成しすぎたため、1,80ピヅン3,828本を1本当たり20円で、720mlピヅン958本を1本当たり8円で売却していた。もともとは試験研究用のワインとはいえ熟成し過ぎるほど保存せず、売却可能時期も考慮に入れたワインの管理を行う必要がある。また、これら売却された倉内在庫については、山梨県財務規則第148条に規定された生産物の報告が行われていないため、財務規則に準拠した対応が必要である。

(注) 「ワインが熟成しすぎた状態」とは、長期保存により酸化的な劣化が進み酢酸エチルやアセトアルデヒドなどの異臭が発生したり、品質の低下が認められるものである。

山梨県工業技術センター

	平成21年度末 (22年3月31日)	平成20年度末 (21年3月31日)	リレバへの 対立	財務規則
倉内在庫 (振替前)	1,80c'ン 548本	4,197本	生産物報告 調査なし	生産物報告調査 の作成も適宜検 討すべきであ る。
売場在庫 (振替後)	1,80c'ン 720ml'ン	1,485本	生産物報告 調査有り	生産物報告調査 の作成をしてい る。

1.80の内訳  
安値売却前  
4,376本  
安値売却本数  
3,828本  
→1本20円で売却

720mlの内訳  
安値売却前  
2,734本  
安値売却本数  
958本  
→1本8円で売却

山梨県財務規則  
第148条(生産物の報告)  
物品を生産又は製造(加工を含む)したときは、生産物報告調査書(第91号様式)により物  
品出納員等へ引渡さなければならない。

山梨県「物品管理・調達事務ガイドブック」  
第9章5. 生産物 (1) 生産物とは  
生産物とは、生産若しくは、製造を目的とする事業又は試験研究指導のための事業の  
結果生産又は製造されたものをいう。  
(中略)  
事業の副産物のうち、有価物については、無償で処分又は使用に供さず、その管理を  
行い、県の利益にするというのが、生産物の趣旨である。

山梨県工業技術センター

(5) 試験研究

① 研究区分について(指摘事項)

山梨県工業技術センターにおける研究の種類は、下記のとおり規定されている。

- 「工業技術センター研究管理要綱」(下線は、監査人)  
第2条
- (1) 特別研究とは、国等の補助事業及び重点施策として行う単独研究をいう。
  - (2) 共同研究とは、工業技術センターが当該工業技術センター以外の者と共同して行  
う研究をいう。
  - (3) 受託研究とは、工業技術センターが国あるいは特殊法人等から委託を受けて行  
う研究をいう。
  - (4) 中小企業課題対応受託研究とは、工業技術センターが企業等からの委託を受けて  
行う研究をいう。
  - (5) 経営研究とは、工業技術センターが行う前記各号以外の研究をいう。

一方で、「山梨県工業技術センター年報(平成21年度)」によると、研究の形態が次  
のとおり区分されている。

- 「山梨県工業技術センター年報(平成21年度)」(下線は、監査人)
- (1) 戦略的研究テーマ
  - (2) 経営研究テーマ
  - (3) 総合理工学研究機構との共同研究テーマ
  - (4) 中小企業課題対応受託研究

このとおり、「工業技術センター研究管理要綱」(以下、「研究管理要綱」という。)で規定する研究区分と、「山梨県工業技術センター年報(平成21年度)」(以下、「年報」という。)の研究区分とが一致していない。

平成21年度は、戦略的研究テーマ(14テーマ)、経営研究テーマ(10テーマ)、総合理工学研究機構との共同研究テーマ(8テーマ)、中小企業課題対応受託研究(17テーマ)の合計49テーマについて研究が実施されている。しかし、各研究が、研究管理要綱に規定されるどの研究区分に該当するのかが不明確である。  
研究管理要綱で規定する研究区分に応じて、適用すべき要綱・要領が異なることから、各研究が、研究管理要綱に規定されるどの研究区分に該当するのかが、対応関係は明確にしておくべきである。  
なお、研究管理要綱で規定する研究区分に応じて、適用する要綱・要領は下記のとおりである。

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

「工業技術センター研究管理要綱」（下線は、監査人）  
 第3条  
 (1) 特別研究のうち、国等の補助事業として行う研究については、国等が定めるところによるものとする。  
 (2) 共同研究については、別に定める工業技術センター共同研究実施要領によるものとする。  
 (3) 受託研究については、別に定める工業技術センター受託研究実施要領によるものとする。  
 (4) 中小企業課題対応受託研究については、別に定める工業技術センター中小企業課題対応受託研究実施要領によるものとする。

② 共同研究について（指摘事項）

山梨県工業技術センター年報において、平成21年度の戦略的研究テーマ（14テーマ）および経常研究テーマ（10テーマ）のうち、山梨県工業技術センターと当該山梨県工業技術センター以外の者が記載されている研究テーマは、下記の6テーマである。

研究テーマ	工業技術センター以外の者
燃料電池用金属製セパレータの性能向上に関する研究	山梨大学、日邦フレンジョン㈱、㈱松下製作所
甲州種ワインの高品質化に向けた栽培・醸造技術に関する研究	山梨県富士工業技術センター、山梨県果樹試験場、山梨大学ワイン科学研究センター、山梨県ワイン酒造組合
誘導加熱による急速局所加熱を利用した非鉄軽金属部品の高機能化	山梨大学、ワイエス電子工業㈱、浅川熱処理㈱、㈱丸真熱処理工業
切削加工による非鉄金属部品の信頼性向上に関する研究	㈱キッツ
金型加工技術・微細転写加工技術とその応用に関する研究	東洋大学
2MHz自動発振器によるフラスコ処理技術に関する研究	ワイエス電子工業㈱

（出典：山梨県工業技術センター年報（平成21年度）より作成）

これらのテーマは、年報においては、戦略的研究テーマまたは経常研究テーマとされているが、研究管理要綱で規定する研究区分が記載されていないため、各研究の研究区分が不明瞭である。当該6テーマについては、山梨県工業技術センター以外の者が記載されていることから、山梨県工業技術センターが山梨県工業技術センター以外の者として行う研究「共同研究」に該当するものと思料する。  
 当該6テーマが「共同研究」に該当するのであれば、研究管理要綱第3条(2)の規定に基づき、「工業技術センター共同研究実施要領」（以下、「共同研究実施要領」という。）を適用することとなるが、現状では同要領は適用されていない。

共同研究実施要領の適用対象であれば、下記に示すとおり、共同研究申請書（様式1）や共同研究契約書（様式2）を作成する必要があるし、また、共同研究者に経費の負担も求めなければならない。

「工業技術センター共同研究実施要領」（下線は、監査人）  
 第4条  
 工業技術センター所長は、工業技術センターと共同研究を行おうとする者から、様式1の共同研究申請書を提出させるものとする。  
 第6条  
 所長は、共同研究をしようとするときは、当該申請者と共同研究に関する契約を締結するものとする。この場合、すべての共同研究者と連名で様式2の共同研究契約書を作成するものとする。  
 第7条  
 工業技術センター及び共同研究者は、それぞれ分担する研究に要する経費を負担するものとする。

しかし、当該6テーマについては、共同研究申請書及び共同契約書が作成されておらず、また費用の負担も求めておらず、共同研究実施要領に従っていない。したがって、「共同研究」であるならば、共同研究実施要領に従った事務処理を行う必要がある。なお、山梨県工業技術センター以外の者の位置づけが、当該要領に定める共同研究者に該当しないのであれば、その理由を明らかにし、適用すべき要綱・要領を明確にする必要がある。

③ 工業技術センター研究管理要綱について（指摘事項）

山梨県工業技術センターにおける研究の実施に必要な事項は、「工業技術センター研究管理要綱」に定められている。  
 第5条  
 所長は、特別研究及び経常研究については、次年度の研究について、毎年9月10日までに、共同研究及び受託研究については、研究の必要が生じた都度、研究実施計画協議書（第1号様式）により、商工労働観光部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。  
 第7条  
 所長は、特別研究及び経常研究については、第5条及び第6条の手続きを経て、予算編成が終了次第研究計画を決定し、毎年3月31日までに、共同研究、受託研究及び中小企業課題対応受託研究については、研究計画を決定次第、速やかに研究実施計画報告書（第3号様式）により、部長に報告するものとする。

第9条 所長は、研究の結果について、研究終了後1ヶ月以内に研究結果報告書（第5号様式）により、部長に報告するものとする。ただし、中小企業課題対応受託研究については、同実施要領に寄る。

しかし、研究実施計画協議書（第1号様式）、研究実施計画報告書（第3号様式）、研究結果報告書（第5号様式）は作成されおらず、部長に報告されていない。

研究管理要綱に従って、研究実施計画協議書（第1号様式）、研究実施計画報告書（第3号様式）、研究結果報告書（第5号様式）を作成する必要がある。ただし、研究計画書（第2号様式-1）及び研究結果報告書（第2号様式-3）は作成され、外部評価委員会において説明され、その結果を所長に報告している。  
したがって、研究管理要綱に即して、第1号様式、第3号様式、第5号様式を作成するか、もしくは、実務上の取り扱いに合わせる形で研究管理要綱を改訂するかを検討する必要がある。

④ 追跡調査について（指摘事項）

追跡調査の実施について以下のとおり定められている。

「工業技術センター研究管理要綱」（下線は、監査人）  
第9条  
2 所長は、研究成果の普及について、研究終了後3カ年におわり、研究追跡調査報告書（第6号様式）により、部長に報告するものとする。

しかし、追跡調査は実施されていない。

研究管理要綱に従って、追跡調査を実施する必要がある。  
追跡調査は、実施した研究の成果の普及状況を調査し、今後の研究に活用することを目的としていることから、県の試験研究中においても重要な位置付けであるべきである。

当該要綱に従うと、全ての研究課題について、追跡調査を行うこととされていることから、追跡調査を実施する研究課題の判断基準や、実施時期等について検討し、必要に応じて要綱の改訂も行き、試験研究のフォローアップを適切に実施する必要がある。

⑤ 受託事業収入の精算について（指摘事項）

受託研究、共同研究、中小企業課題対応受託研究（以下、ここでは「受託研究」という。）については、受託事業収入が納入されるが、研究を終了しても費用の精算がなされない。  
研究を中止した場合には、下記のとおり精算に関する規定が定められている。

例「工業技術センター中小企業課題対応受託研究実施要領」（下線は、監査人）

第9条  
所長は、受託研究を中止したときは、速やかに受託契約に定めるところにより、委託費の精算をし、工業技術センター中小企業課題対応受託研究費精算書（第4号様式）を委託者に送付しなければならない。  
2 所長は、前項の規定による精算の結果、第6条の規定により納付された委託費に過不足があるときは、過納金は委託者に返還し、不足金は委託者に請求するものとする。

精算は、受託研究に要した費用を明らかにし、応分の負担を委託者に求めるものである。また、研究開始前に算出した研究費用予算と実績を比較することで、その差異の要因を分析し、他の研究に活用することも可能となる。  
したがって、研究を中止した場合に限らず、研究が終了した場合においても、精算に関する規定を定める必要がある。

⑥ 中小企業課題対応受託研究費の精算及び精算について（指摘事項）

中小企業課題対応受託研究（17テーマ）のうちサンプル抽出した1テーマについて、受託研究費が以下のとおり精算されていた。

人件費	3,000円×218時間=654,000円
消耗品費	SEM用ボラロイドフィルム 1箱 60,000円 SEMワイラメント 1箱 40,000円 液体塗薬 40L 28,000円 計 128,000円
原材料料費	0円
設備費（電気、ガス、水道料含む）	蛍光エックス線分析装置 144時間 316,800円 電子顕微鏡 14時間 58,940円 計 375,740円
旅費（実費）	0円
研究費合計	1,157,740円

（出典：工業技術センター中小企業課題対応受託研究費精算書（第2号様式））

前述したとおり、精算はされていないため、実際の費用の発生状況を確かめた。

山梨県工業技術センター

山梨県工業技術センター

消耗品費について、当該研究に紐づく支出がなされていなかった。ヒアリングによると、在庫で対応できたためであった。また、人件費及び設備費については、稼働時間の集計はなされていなかった。なお、設備費の時間当たり単価は、「山梨県工業技術センター諸収入条例」に基づくものであった。人件費単価は、部長を含まない研究職人件費の平均単価であり、年度ごとに商工企画課長より通知される。このように、実際の費用の発生状況が把握できず、精算すべき金額も算出することができない状況である。適正な負担を求めるといった公平性の観点からも、精算すべき金額を算出できるように検討する必要がある。

⑦ 経常研究等における人件費について（意見）

中小企業課題対応受託研究を除く研究（以下「経常研究等」という。）について、原価計算がなされていない。原価は、消耗品費等の支出のみが研究テーマごとに把握できるのみである。人件費については、研究テーマごとに把握することができない。研究の費用対効果を検証するためにも、人件費を含めたフルコストを把握する必要がある。ただし、精緻に把握するとなると過度な事務負担がかかるので、行政コスト計算書の作成方法などを参考に、簡便な人件費計算方法を検討されたい。

⑧ 研究成果の公表について（指摘事項）

山梨県工業技術センターにおける研究成果は、外部評価委員会での評価を受け、その結果が公表される。その意義は、県の施策推進にあたって有益な研究がなされたか否かを、県民に広く公開することにある。しかし、中小企業課題対応受託研究については、次のとおり、公表しないことができる旨が規定されている。

「工業技術センター中小企業課題対応受託研究実施要領」  
第11条  
所長は、受託研究が終了したときは、その結果を公表するものとする。ただし、研究成果の公表により、委託者の業務に支障が生じるときは、期限を限って公表しないことができる。

当該研究は、中小企業からの依頼に基づく研究であるため、研究成果が研究終了後即公表されると、当該中小企業にとって不利益となる恐れがある。そのため、期限を限って公表しないことができるものとされているものである。中小企業の業務に支障が生じないように、一定期限研究結果を公表しないという趣旨は理解できる。しかし、当該規程を適用している受託研究を確認したところ、その期限が明確に設定されているものはなかった。同実施要領第4条にあるように、県にとって必要又は有益であると認められるものに

ついて、受託研究を実施するものである。つまり、受益者は県民である。このように、公務としての受託研究であるため、私企業に期限を明確に定めず研究結果を公表しないでおくことは不公正な面もある。したがって、私企業の業務の支障と公務としての受託研究の公共性の両者を、研究内容の実情に応じ十分に検討し、公表しない期限を明確に設定する必要がある。

⑨ 研究企画管理委員会の議事録について（指摘事項）

中小企業課題対応受託研究は、研究依頼書の提出に基づいて、研究企画管理委員会の審査を経て、受託が決定される。

「工業技術センター中小企業課題対応受託研究実施要領」  
第3条  
所長は、前条第1項の規定による研究依頼書の提出があったときは、研究企画管理委員会を開催し、依頼された研究の内容について審査するものとする。研究企画管理委員会では、依頼された研究の内容について、同要領第4条に定める受託の基準に該当するか否か等について審査される。しかし、審査の配布資料等を綴っているが、一部を除き議事録は作成されていない。

研究企画管理委員会で審査された内容の議事録を作成する必要がある。私企業の研究依頼研究の内容が、公務として実施するにふさわしいか否かを議論し、中小企業の研究代行でないことを明らかにするために、議事録として、受託の基準のうちどの基準を満たしているのか、また、その判断基準の根拠などについて明確にしておく必要がある。

(6) 外部資金

① 外部資金の活用について（意見）

山梨県工業技術センターにおいて、外部資金とは以下のとおり規定されている。  
「山梨県工業技術センター外部資金受入および執行管理要領」（下線は、監査人）  
第1条  
この要領は、工業技術センターにおいて、研究を実施するものに対し、工業技術センター外の団体および機関から交付される資金について、受入、管理および執行に必要な事項を定め、もって資金執行の透明化および適正化を図るとともに、外部資金等の円滑な導入を図ることを目的とする。

この規定のとおり、外部資金とは、研究者個人に対して外部から交付される資金（例：文部科学省の科学研究費補助金）である。平成21年度においては、外部資金により研究を実施した実績はない。「やまなし科学技術基本計画」においても、科学技術振興の基本的な考え方において、効果的・効率的な研究開発の推進として、下記のとおり、外部資金の獲得などを進めることとされている。

山梨県工業技術センター

各試験研究機関では、個々の研究者が創造的な発想のもとに、情熱を持って自己の能力開発や創造性の追求に挑戦できる環境づくりを進めるとともに、国の競争的資金の獲得など、互いに切磋琢磨しながら研究を行うことができる環境づくりを進めます。

したがって、外部資金による研究に積極的に取り組まれない。

(7) 知的財産

① 出願中の産業財産権について (意見)

産業財産権に関しては、山梨県工業技術センター単独のものや他の試験研究機関との共同出願のものがある。これらの財産権は商工労働部において管理されており、現状については以下のとおりである。(平成 21 年度山梨県工業技術センター年報)

山梨県工業技術センター単独出願中	11 件
山梨県工業技術センター共同出願中	6 件
山梨県工業技術センター共同出願中 (国際特許)	3 件

これらの財産権のうち単独出願に掛る以下 6 件の出願中の産業財産権については知的所有権としての県民財産としての取扱い方針について以下のような留意が必要である。

i. 空圧フローメータ及び空圧フローメータを用いた精密測定装置 (出願番号・2000-19465；出願日・平成 12 年 1 月 28 日)

本案件については、出願の拒絶査定が来たため内部で検討したところ、意見書の提出を行わないことにした。(これまでの出願に要した費用は出願時(平成 12 年 2 月)に 393,495 円、出願審査請求時(平成 18 年 12 月)に 125,105 円である。)平成 22 年度山梨県工業技術センターの年報からは、削除すべき案件である。

ii. ダイカスト金型の高寿命化方法 (出願番号・2000-241497；出願日・平成 12 年 8 月 9 日)

本案件についても、拒絶査定が来たため内部で検討したところ、意見書の提出を行わないことにした。(これまでの出願に要した費用は出願時(平成 12 年 8 月)に 252,800 円、出願審査請求時(平成 19 年 8 月)に 56,650 円、拒絶に対する再審査請求(平成 21 年 11 月) 86,100 円である。)平成 22 年度山梨県工業技術センターの年報からは削除すべき案件である。

山梨県工業技術センター

iii. 水中のホウ素除去方法 (出願番号・2001-064389；出願日・平成 13 年 3 月 8 日)

平成 13 年 3 月 8 日については、審査請求(平成 19 年頃)の結果がまだ来ていないため、保留状態となっている。今後の状況を待って、山梨県工業技術センターの年報からは削除すべき案件であるかどうかを検討する必要がある。

iv. 非シアン系電解研磨液及びそれを用いた電解研磨方法 (出願番号・2004-323843；出願日・平成 16 年 11 月 8 日)

すでに拒絶査定が来ているが、山梨県工業技術センターとしては意見書の提出を行う予定でいる。今後の状況を待って、山梨県工業技術センターの年報からは削除すべき案件であるかどうかを検討する必要がある。

v. 貴金属品盗難監視システム (出願番号・2005-45453；出願日・平成 17 年 2 月 22 日)

本案件については、山梨県工業技術センターとしては審査請求を行い結果待ちである。今後の状況を待って、山梨県工業技術センターの年報からは削除すべき案件であるかどうかを検討する必要がある。

(8) その他

① 設備利用に関する料金の考え方について (意見)

山梨県工業技術センターの設備利用等については、山梨県工業技術センター諸収入条例によって定められる。この条例は毎年改正されるが、この改正は新規に取得した機器等については毎年なされている。また、当年度に廃棄されたものについても、その都度削除されている。

具体的な料金算定に関しては、使用料、試験・分析・鑑定等手数料、試作加工手数料の分類により、それぞれのルールで料金が算定される。これらの設備利用に関しては、基本的には受益者負担主義の考え方によっている。平成 21 年度は有料部分として、19,721 件の有償利用があった。

設備利用等に関する料金は、利用者が山梨県内、県外に関わらず同じである。この中では、山梨県にしかないような貴重な試験研究設備については他県からの業者と同じ条件であるが、金額的な差をつけることは可能と思われる。

たとえば、研磨・宝飾科及びワイヤセンターの試験研究施設は、他県にはないものである。この利用料金に関しては、山梨県民の利用料より他の利用者の料金を高めに設定することは可能であり、また山梨県民の負担軽減の上からも必要と思われる。

山梨県富士工業技術センター

山梨県富士工業技術センター

5. 山梨県富士工業技術センター

(1) 試験研究課題  
山梨県富士工業技術センターにおいては、繊維産業及び機械電子産業に関連する研究を実施している。

① 試験研究課題の評価への意見に対する対応の公表について (意見)

山梨県富士工業技術センターでは、年に2回実施される課題評価の結果を、センターのホームページ上に公表している。公表されている内容は、課題評価の対象となった試験研究課題のほか、評価の結果及び課題評価委員会からの意見等となっている。課題評価の内容については、「11. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について (参考資料)」を参照す

評価の結果のみしか公表されていない試験研究機関もあるなかで、課題評価委員会から寄せられた意見についても公表している山梨県富士工業技術センターの取組は、試験研究課題に関する県民への説明責任の観点において、非常に望ましいものであると考えられる。しかしながら、山梨県富士工業技術センターの研究チームが地元企業の技術高度化や新製品開発に密接に関わっていること、地元企業の代表者も課題評価委員を務めていることなどを考慮すると、事前評価、中間評価で寄せられた意見に対する各研究員の対応は、地元企業をはじめとする県民からの関心は高いものと思われる。今後は、特に事前評価、中間評価で寄せられた意見に対して、各研究員がどのように対応したかについて公表することによって、県民に対する説明責任を今ままで以上に果たしていくことが望まれる。

(2) 会計

① 受託研究及び生産物に関する原価計算について (意見)

現在、受託研究に関しては、「工業技術センター中小企業課題対応受託研究費積算書」において人件費、消耗品費、原材料費、設備費、旅費等の一部の直接費のみを集計しているだけで、精緻な原価計算は行われていないといえる。また、生産物についてはどの原材料を使ったかの把握がなされておらず、当然に原価計算も行われていない。効率的に受託研究を行うためにも、適正な原価計算を行い、コスト管理を行うべきである。また、生産物については山梨県財務規則に以下のように規定されている。生産物の売却価格を決定するに当たっては、原価が重要な情報である。したがって、この面からも生産物について原価計算を行うことは重要である。

山梨県財務規則  
第148条(生産物の報告)  
物品を生産又は製造(加工を含む。)したときは、生産物報告調書(第91号様式)により

物品出納員等へ引渡さなければならぬ。

第165条 第148条に規定する生産物は、売却するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、使用に供することができる。  
一 試験、研究、調査等に使用する場合  
二 見本として使用する場合  
三 種子、肥料又は飼料として使用する場合  
四 動物として飼育する場合  
五 前各号に準じ必要と認められた場合  
2 生産物を売却するときは、生産物売却調書(第百七号様式)によらなければならない。

(3) 契約

① 委託契約の履行確認について (指摘事項)

山梨県富士工業技術センターでは清掃の委託を行っているが、当該清掃委託に關して、成果報告書あるいは業務日誌等の作成は行われておらず、履行確認はセンター職員による目視によることとされており、履行確認としては不十分である。成果報告書または業務日誌等を作成し、業務が適正に行われたかをチェックすべきである。

また、当該清掃委託業務は毎週2回定期的に年間を通じて委託している契約であることから、長期継続契約の締結も検討し、委託料の低減を図るとともに毎年見積書をとるといったような事務作業の軽減をはかることも必要と思われる。

(4) 物品・固定資産管理

① 現金の管理について (指摘事項)

i. 釣り銭用現金について (指摘事項)

機械使用料を現金にて納付する場合の利用者の利便性を考慮し、釣り銭用現金を金庫内に常備しているが、当該釣り銭用の現金は担当リーダー個人のものである。代々引き継ぎで同様に経理担当リーダーが立て替える形をとってきたことである。現在のこのような状況は正常な姿ではなく、個人の現金を釣り銭用において置くべきではない。山梨県財務規則では下記の通り、釣り銭用に収入金のうちから必要な現金を留めて置く規定があることから、当該現金の留め置き制度を利用すべきである。

山梨県財務規則  
第45条の2  
会計管理者等及び現金収納員は、現金を収納する場合において、釣り銭又は両替金を



準備する必要があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、かい長の定める金額の範囲において、払い込むべき収入金のうちから必要な現金を留めて置くことができる。

ii. 現金出納簿について (指摘事項)

現在現金出納簿を作成しているが、収入と支出が記録されるだけであり、先の釣り銭用現金を控除する等の一定の計算をしなければ現金の残高が把握できない状況となっている。現金の残高をすぐに把握できるようにすることは現金の管理上必要なことであり、現金残高が常に把握できるように現金出納簿を作成すべきである。

② 図書管理について (指摘事項)

現在、相当数の図書やJIS規格、見本帖を保有しており、JIS規格や見本帖は一般も申請すれば閲覧できるようになっている。しかしながら、見本帖のデジタルアーカイブ化は徐々に進められているが、図書に関してはどの本が何冊あるかは把握していない。また、図書受払簿も消耗品受払簿も作成されていない。2009年度も2009年度繊維ハンドブック、非破壊試験技術総論等の図書が購入されているように、毎年ある程度の雑誌以外の図書および見本帖を購入している。また以下の見本帖については、備品原簿の記載価額が誤っていた。

見本帖	正しい金額	備品原簿記載額
ALLBERTO&ROY 1998 (6冊)	378,000円	2,268,000円
ALLBERTO&ROY 1999 (6冊)	378,000円	2,268,000円
ELEGANCE・1999/SS	34,650円	69,300円
ELEGANCE・1999/AW	34,650円	69,300円
ALLBERTO&ROY 1999	380,070円	2,317,500円
ALLBERTO&ROY・O1-SILK	386,250円	2,317,500円
ALLBERTO&ROY・W-SILK	386,250円	2,317,500円

この誤りは、本来6冊378,000として記載すべきものを、それぞれが378,000と記載してしまったために生じたものである。

現時点では甲斐絹以外の見本帖は外部の利用はほとんどないとのことである。利用したいといった場合職員立会のもとで利用させているのみで、利用統計等も作成されていない。有用な見本があるにも関わらず、現時点ではほとんど稼働しておらず、せっかくの資源が有効に活用できていない。データベース化する等利用しやすくして活用すべきである。

山梨県では財務規則第139条により、物品を①備品、②消耗品、③原材料品、④動物、⑤生産物、⑥占有物品に区分しており、図書に限定すれば、①備品、②消耗品に分けられ、以下の規定が置かれている。

山梨県財務規則運用通知第139条関係  
5. 図書及び情報記録媒体について  
(1) 年誌、年鑑等は消耗品扱いとする。  
(2) 全集、シリーズもの、分冊本等は消耗品扱いとし、一セット揃ったときに備品に区分換える。  
(3) 図書館等で閲覧又は貸出しの用に供する図書(雑誌、小冊子の類は除く。)及び情報記録媒体並びに資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書は備品扱いとする。

また、物品取扱者等の備える帳簿として財務規則第243条に以下の規定を置いている。

山梨県財務規則  
第243条  
物品取扱者又は物品取扱補助者は必要に応じ、次に掲げる帳簿を備えて、所要の事項を記載しなければならない。  
(1) 図書受払簿(第165号様式)  
(2) 消耗品受払簿(第166号様式)

上記の図書受払簿の記載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については備品原簿へ記載するため、図書受払簿への記載は必要ない。したがって消耗品の図書については、図書受払簿に記載するか、あるいは消耗品受払簿に記載しなければならない。しかし、消耗品に分類される図書のうち以下のものについては帳簿への記載を省略することができる。

第246条  
次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に記載を省略することができる。  
(1) 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の記録等

したがって、雑誌以外の図書および備品原簿に記載されない見本帖については、図書受払簿を作成するか、消耗品受払簿に記載すべきである。

③ スローアの資産計上について (指摘事項)

平成22年3月10日に798,000円で玄関破損箇所の修繕と合わせて、スローアを設置している。当該設置工事は玄関の修繕費として処理されている。当該スローアは元来なかったものであり、公有財産上資産計上すべきである

④ 備品の管理について (指摘事項)

備品の管理に関して以下の問題点が発見された。  
i. 備品シールが貼付されていたものが次の通りであった。  
備品の棚卸しを行うためには備品シールを貼付することが必要である。

山梨県富士工業技術センター

山梨県富士工業技術センター

したがって、備品シールが貼付されていないものについては備品シールを貼付すべきである。

物品番号	品名・規格品質	取得年月日	取得事由	取得価額 (評価額)	使用場所
4001963	応接用机	不明	購入	不明	試験棟
04002126	作業台・木製	不明	受入	0円	開放試験室(三次元)
04002095	作業台・木製	不明	受入	0円	機械第二試験室
04002096	作業台・木製	不明	受入	0円	機械第二試験室
04002128	作業台・木製	不明	受入	0円	染色試験室
04002129	作業台・木製	不明	受入	0円	コンピュータ室
04002144	作業台・スチール	不明	受入	0円	工作室

ii. 備品原簿に記載されていないが、現物があつたものが次の通りあつた。  
備品の管理上、備品原簿に登録して管理を行うべきである。

メーカー	理由
NEC	PC-98RX システムの本体は廃棄したもののコントロール用のPC981は企業からの貸与要請もあるため保管
Epson	386GE システムの本体は廃棄したもののコントロール用のPC981は企業からの貸与要請もあるため保管
岩崎通信	アナログオシロスコープ

iii. 国の助成で制作した備品について取得原価が登録されていないものが次の通りあつた。  
原価計算を行う等適切な取得価額を把握して、備品原簿あるいは主要備品原簿に登録すべきである。

物品番号	品名・規格品質	取得年月日	取得事由	ヒアリングによるおおよその所得価額
4002029	チーサイズ用ビボン金型	H16.4.1	受入	1,500,000円程度
4002093	塩縮加工システム・伸縮チー一式加工装置、乾燥装置	H16.4.1	受入	13,000,000円程度
4002094	伸縮チーサイズワインダー装置	H16.4.1	受入	3,500,000円程度

(5) その他

① 試験分析手数料及び設備使用料の算出について (意見)

山梨県富士工業技術センターでは、「山梨県工業技術センター諸収入条例」に基づき、使用料及び手数料(以下、「使用料等」という。)を徴収し、試験分析や設備の使用許可を行っている。当該使用料等のうち、試験分析に係る手数料は、山梨県収入証紙条例に基づき、収入証紙により納められ、設備の使用料は窓口の現金収入、若しくは納入告知書により納められている。

使用料等については、「山梨県工業技術センター諸収入条例」において定められた金額に基づき徴収されている。当該金額は、試験に要するコストを回収できるように、基本的に以下の計算式に基づき積算されている。

$$\text{手数料} = \text{J} + \text{K} + \text{L} + \text{M} + \text{N} + \text{P} + \text{消費税等相当額}$$

各定数の定義は以下のとおりである。

J=所要時間あたりの果職員全体の平均給与；(人件費)

K=(取得価格-残存価格) / (耐用年数×稼働日数×8時間)；(時間当たり減価償却費)

L,M,N=電気代、ガス代、水道代

P=消耗品費

上記計算式に基づき計算された使用料等は、たとえば最近で機器購入されたスナック試験手数料では、900円とされている。主な内訳は、人件費が約680円、減価償却費が約180円、消費税が約40円である。

人件費については、人件費単価68円/分、見積所要時間10分で計算されており、減価償却費については、取得価格2,079,000円、耐用年数5年、稼働日数258日で計算されている。

なお、一度計算された使用料等は、物価上昇等を勘案し、見直しが行われる場合があるが、最近では改訂されていないとのことである。

まず、時間当たり減価償却費であるが、現在、税法上の法定耐用年数の期間、フル稼働した場合を前提に計算されている。しかしながら、平成22年4月1日から8月31日までの間にスナック試験は3件の実績しか発生していない。これは、他の試験機器も同様の状況である。  
フル稼働が想定されないこと、その一方で、通常、センターの試験機器が法定耐用年数以上の期間にわたり利用されていることを考慮すると、機器の総利用時間を見積もったうえで時間当たり減価償却費を計算することが望まれる。

また、人件費が10分相当分しか積算されていないにも関わらず、減価償却費が1時間相当分積算されており、当該矛盾を解消する必要があると考える。なお、スナック試験に要する時間は、試験前の前処理等を含めると実質的に10分程度であるとのことである。

なお、インターネットの検索機能を用いて、他の都道府県立試験研究機関におけるスナック試験に係る手数料を検索した結果は下表のとおりである。山梨県富士工業技術センターのスナック試験に係る手数料が飛びぬけて安いというわけではないが、近

隣県の手数料と比較しながら定期的に手数料を見直すことも望まれる。

＜ネットテスト手数料＞

試験研究機関	手数料
新潟県工業技術総合研究所	3,470 円
東京都立産業技術研究所	1,800 円
大阪府立産業技術総合研究所	1,100 円
三河繊維技術センター	1,000 円

(出典：インターネットにおいて監査人調査)

## ② 収入証紙の消印の確認について (意見)

試験分析に係る使用料等は、山梨県収入証紙条例に基づき、収入証紙によって納められている。

試験依頼を行う企業は、収入証紙を裏に貼付した「依頼書」をセンターに提出する。「依頼書」は、センターの研究者から総務に回付され、総務において収入証紙の消印が行われる。また、消印と同時に、収入証紙の金額（テスト件数）の財務システムへの入力が行われる。消印後、「依頼書」の表紙の写しが研究員に戻され、試験結果を企業に提出するための決裁の際の添付資料として保管される。財務システムに入力された収入証紙に関する情報は、「収入証紙消印実態調査」として出力され、消印された収入証紙の金額等と一致しているかどうかを定期監査の対象となっている。

消印された収入証紙の金額に関する財務システムへの入力の正確性については、センター内の内部チェックや、定期監査によって担保されていると言える。しかしながら、収入証紙に関しては、回付された収入証紙について、総務であえて消印せず、流用してしまうという不正も考えられる。

この点について、繊維部では、独自に集計した毎月の試験実施件数と、財務システムに登録されたテスト件数との整合性を確認している。しかしながら、機械電子部においては同様の手続は実施されていない。

機械電子部の現在の手続は、収入証紙の流用という不正の余地を残すものである。早急に改善することが望まれる。

なお、担当者より、今後は「依頼書」の表紙の写しを総務から研究員に戻す際に、消印済の収入証紙を確認できる裏面の写しも併せて戻すことを徹底する旨のコメントを得ている。

## ③ 運営協議会の開催回数について (意見)

山梨県富士工業技術センターでは、「山梨県富士工業技術センター運営協議会要綱」に基づき、山梨県の繊維関連、機械電子関連の組合理事長等から構成される運営協議会を開催することになっている。運営協議会で協議される事項は、山梨県富士工業技術センターの前年度業務報告、当年度業務計画、その他の課題提案等である。

「山梨県富士工業技術センター運営協議会要綱」第6条第1項において、運営協議会は毎年2回以上開催されることとなっている。

しかしながら、平成19年度は年に2回開催されているものの、平成20年度及び平成21年度は年に1回しか開催されていない。

年に1回しか開催されていない理由は、協議会委員が15名近くの地元企業の社長等から構成されていることから、日程調整が困難であるためとのことである。しかしながら、要綱に年に2回以上開催と定められている以上、現状は明らかな規定違反の状況にある。

今後は、規定に従い年に2回以上開催するか、あるいは、実態に合わせ、年に1回開催すれば足りる規定に改正することが望まれる。

水産技術センター

6. 水産技術センター

(1) 試験研究課題

① 試験研究課題の選定について(指摘事項)

水産技術センターにおいて、試験研究課題(研究テーマ)の決定に関する規程等は制定されていない。国等の委託事業や総合理工学研究機構との共同研究テーマ(下表のNo.3,5,7,11)については、11月頃の予算要求時に議論されているが、その他のテーマについては通常予算の範囲内で、毎年度当初1月のスタッフ会議において、試験研究等計画書により、研究テーマが決定される。  
平成21年4月のスタッフ会議で示された試験研究課題は下表のとおりである。しかし、課題の選定結果が明らかにされていない。

No.	試験研究等計画書における課題名
1	良質なアユ種苗生産を目指してー山梨県アユ種苗特性評価試験(新規)
2	ハイナク魚の繁殖特性に関する研究(継続)
3	自然公園内における湖沼の水質の向上に関する研究(総研共同研究)(継続)
4	ヒメマススの卵質改善に関する研究(新規)
5	ヒナリオオ病・セツソウ病・連鎖球菌症不活化ワクチン試験(継続)
6	富士川水系在来イワナ飼育試験(継続)
7	カワウソのモニタリングおよび食害軽減に向けた対策の実施(継続)
8	アユの生息場所、生息密度、底質、河川環境(新規)
9	ワカサギ初期給餌試験(継続)
10	人工湖の水産利用に関する調査ーXIX ～琴川ダム貯水池湛水2年後の環境と魚類相～(継続)
11	清流資源増大技術開発事業(水産庁委託事業)(継続)
12	魚類に優しい取水堰(新規)
13	ホトケドジョウの他魚種による捕食の影響の検討(新規)
14	ホトケドジョウの繁殖状況調査(新規)
15	山梨県内における希少淡水魚の生息調査と系統保存(継続)

(出典：平成21年4月実施のスタッフ会議資料)

県の試験研究機関としての試験研究は、県の施策の推進にあたって有用な研究であることが求められる。したがって、試験研究課題の決定に当たっては、その選定結果および選定理由を明らかにしておく必要がある。  
具体的には、課題として採用するか不採用か等の対応結果とその理由を明らかにしておく必要がある。そのためには、選定基準や対応の類型等をあらかじめ定めておくことが望ましい。例えば、選定基準としては、県の施策体系での位置付けと整合しているか、県民の要望等を把握しているかなどを踏まえ、課題の必要度や優先度、研究に要する期間や費用対効果を明らかにすることを定めるべきである。対応の類型としては、課題として対応するものや、技術指導や既存のデータ等で対応するものなど複数定めておくべきである。

なお、上記の平成21年4月のスタッフ会議で示された試験研究課題についての選定結

果をヒアリングしたところ、以下の状況であった。

水産技術センター

No.	試験研究等計画書における課題名	選定結果と21年度研究結果報告状況
1	良質なアユ種苗生産を目指してー山梨県アユ種苗特性評価試験(新規)	採択 研究報告「同一環境で継代飼育された2系統のアユの種苗特性について」 研究報告なし (平成22年度研究報告予定)
2	ハイナク魚の繁殖特性に関する研究(継続)	採択 研究報告「セキショウモとコイの関係について」
3	自然公園内における湖沼の水質の向上に関する研究(総研共同研究)(継続)	採択 研究報告「電照によるヒメマスの卵質改善について」 研究報告「カチキンによる卵膜軟化症対策について」
4	ヒメマスの卵質改善に関する研究(新規)	採択 研究報告「電照によるヒメマスの卵質改善について」 研究報告「カチキンによる卵膜軟化症対策について」 6月の部会にて、研究中止を決定。
5	ヒナリオオ病・セツソウ病・連鎖球菌症不活化ワクチン試験(継続)	採択 短報「在来イワナ種苗生産試験Ⅳ」
6	富士川水系在来イワナ飼育試験(継続)	採択 研究報告「魚類食害軽減のための繁殖抑制によるカワウソ個体群管理」 研究報告「アユのマイクロバクター～巻きあがる砂塵に注目して～」 技術指導にて対応。
7	カワウソのモニタリングおよび食害軽減に向けた対策の実施(継続)	採択 研究報告「人工湖の水産利用に関する調査ーXIX ～琴川ダム貯水池における湛水2年後の環境と魚類相～」 資料「平成21年度清流資源増大技術開発事業」
8	アユの生息場所、生息密度、底質、河川環境(新規)	採択 研究報告「人工湖の水産利用に関する調査ーXIX ～琴川ダム貯水池における湛水2年後の環境と魚類相～」 資料「平成21年度清流資源増大技術開発事業」
9	ワカサギ初期給餌試験(継続)	不採択 技術指導にて対応。
10	人工湖の水産利用に関する調査ーXIX ～琴川ダム貯水池における湛水2年後の環境と魚類相～(継続)	採択 研究報告「人工湖の水産利用に関する調査ーXIX ～琴川ダム貯水池における湛水2年後の環境と魚類相～」 資料「平成21年度清流資源増大技術開発事業」
11	清流資源増大技術開発事業(水産庁委託事業)(継続)	採択 6月に研究中止。22年度実施中。
12	魚類に優しい取水堰(新規)	採択 6月に研究中止。22年度実施中。
13	ホトケドジョウの他魚種による捕食の影響の検討(新規)	不採択
14	ホトケドジョウの繁殖状況調査(新規)	採択 研究報告「水田地帯におけるホトケドジョウの繁殖生態」
15	山梨県内における希少淡水魚の生息調査と系統保存(継続)	採択 研究報告「山梨県内における希少魚生息状況調査～ホトケドジョウ生息状況調査～」

(出典：平成21年4月実施のスタッフ会議資料をヒアリングに基づき加工)

また、平成21年度研究報告に記載されている以下の試験研究課題については、スタッフ会議において議論がなされておらず、選定過程が不明確である。ただし、平成20年度のスタッフ会議においては議論がなされていた。

No.	平成21年度研究報告における課題名
1	アレルヒメマスの出現についてーII

以上のように、課題の採択・不採択のいなか、研究の中止なども不明確である。研究の進行管理の観点からも、課題選定の順末を明らかにしておく必要がある。

② 試験研究課題の事前評価について (指摘事項)

試験研究課題の事前評価について、以下のとおり規定されている(下線は監査人)。

「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」

第4条

課題評価は試験研究機関で実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。

「山梨県水産技術センター評価実施細則」

第3条

センターの長は、次の資料を課題評価委員会開催前に委員に提出し、書面による評価を依頼する。(以下、略)

第4条

課題評価の実施時期は、次のとおりとする。  
一 事前評価 試験・研究開始の前年度の農業関係試験研究推進会議(9月)開催前に実施する。

しかし、水産技術センターでは、試験・研究課題の一部しか評価対象とされていない。また、事前評価の実施時期についても、前年度ではなく、当該年度において実施されている。

県の施策推進上、実施すべき試験研究課題か否かを明らかにするために、全ての試験研究課題について事前評価することが求められている。したがって、「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」に規定されているとおり、全ての試験研究課題について、事前評価を実施すべきである。

また、試験研究の実施にあたっては、少なからず県予算が伴う。事前評価を前年度の9月ごろに実施するのも、試験研究の費用対効果等を把握するためである。したがって、「山梨県水産技術センター評価実施細則」に規定されているとおり、前年度に事前評価を実施すべきである。

なお、先に述べたが、水産技術センターでは、毎年度当初4月のスタッフ会議において、研究テーマが決定される。このように前年度ではなく、当該年度において決定される要因としては、水産技術センターにおける試験研究が、経常経費の範囲内で対応されていることにある。試験研究は、研究テーマごとに予算を見積り、事後的に費用対効果等を検証すべきであるから、予算要求方法についても検討する必要がある。

③ 試験研究課題の事後評価について (指摘事項)

試験研究課題の事後評価について、以下のとおり規定されている(下線は監査人)。

「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」

第4条

課題評価は試験研究機関で実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。

しかし、水産技術センターでは、試験・研究課題の一部しか評価対象とされていない。

事後評価は、当初予定していた研究成果が達成されたか否かを検証し、課題や改善方法等について明らかにし、以後の試験研究に活かすために実施される。したがって、「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」に規定されているとおり、すべての試験研究課題について、事後評価を実施し、試験研究の成果をフォローアップさせるべきである。

④ 試験研究課題の追跡評価について (指摘事項)

試験研究課題の事後評価について、以下のとおり規定されている。

「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」

第4条

課題評価は試験研究機関で実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。

「山梨県水産技術センター評価実施細則」

第4条

課題評価の実施時期は、次のとおりとする。

四 追跡評価 評価の実施時期は原則として課題終了後3～5年経過時とするが、必要に応じてこの期間には短縮又は延長することとする。

しかし、水産技術センターでは、追跡評価は実施されていない。

追跡評価は、事後評価から一定期間経過後において、成果の普及状況や活用状況について検証し、試験研究の成果を追跡し、フォローアップをより有効に行うものである。したがって、「山梨県水産技術センター評価実施細則」に規定されているとおり、追跡評価を実施すべきである。なお、追跡評価の実施時期については、事後評価時に明らかにしておくことが必要である。

⑤ 県の施策体系上の位置づけについて (意見)

県の施策は、「チャレンジ山梨行動計画」を指針として推進されている。また、農政部においては、「やまなし農業ルネサンス大綱」を策定し、施策を推進しているところである。

その中で、水産の試験研究に関する施策の記述は下記のとおりである。

「チャレンジ山梨行動計画」	特に記述なし。
「やまなし農業ルネサンス大綱」	
3 次代につながる力強い産地づくり	
(3) 特色ある産地づくりの推進	

水産技術センター

水産技術センター

⑤水産  
 ○内水面漁業の振興を図るため、淡水魚の増養殖技術の開発や・・・。  
 ○カワナによる放流稚魚等の食害の軽減を図るため、飛来状況調査や食害防止対策を行うとともに、効果的な繁殖抑制及び駆除技術の研究開発を推進します。

「やまなし農業ルネサンス大綱」には、「未来を支える多様な担い手づくり」や「戦略を重視した新たな販売ルートづくり」など、いろいろな施策の方向が示されているが、水産に関するものは、上記のみである。  
 このように、県の施策の中で、水産技術センターの試験研究機関として担うべき役割について、他の試験研究機関と比較して、明確に位置付けられていない。  
 また、「農業関係試験研究推進会議設置要領」によると、試験研究推進構想の策定や、試験研究課題の設定に関することなどを、農業関係試験研究推進会議で実施することとしている。水産技術センター所長も農業関係試験研究推進会議の参画メンバーとされているが、事実上、試験研究課題の設定等は、この会議ではなく、水産技術センター内で完結している。

県の施策として、水産に関する試験研究を実施していくのであれば、施策上の位置づけをより明らかにすべきである。  
 先に述べたとおり、経常経費の範囲内で試験研究課題を選定しているが、施策上の位置づけが不明確であることも一因であると考える。  
 施策の推進主体として水産技術センターが取り組むべき事項を明らかにすることで、試験研究課題の設定および予算の重点化が可能になるとともに、課題評価、研究成果のフィードバック等もメリハリをつけて実施することができるものと考ええる。

(2) 人事制度

① 正規職員の超過勤務時間について

正規職員の超過勤務時間は、勤務状況システムにて管理されている。超過勤務を行う職員は、勤務状況システム上で超過勤務時間について、センター次長に事前・事後承認を受ける必要がある。  
 各月の超過勤務時間は、勤務状況システム上で職員別に集計され、CSVデータに落とされる。当該CSVデータを人事給与福利厚生システムに取り込むことにより、各職員の超過勤務時間が給与計算の基礎データに反映されることになる。人事給与福利厚生システムに取り込んだ超過勤務時間は、「実績手当登録結果確認票」にて、一覧表の形式で職員ごとの時間を確認することが可能である。

i. 人事給与福利厚生システムへの取込確認について (意見)

水産技術センターでは、超過勤務時間の集計、データダウンロード、人事給与福利厚生システムへの取込を総務担当者が実施している。  
 勤務状況システムから出力されたCSVデータは容易に改ざんが可能である。また、CSVデータの人事給与福利厚生システムへの取込の過程でエラーが生じる可能性もある。そのため、原則として、人事給与福利厚生システムに取り込まれたデータと、勤務状況システムのデータとの整合性について、取込担当者以外の第三者によるチェックが

必要である。

水産技術センターにおいては、平成22年度は、出力した「実績手当登録結果確認票」を次長に回付し、異常な超過勤務時間がないかどうかについて確認されている。しかしながら、人事給与福利厚生システムに登録された超過勤務時間が、勤務状況システムにて承認された超過勤務時間と整合されているかどうかの確認手続は実施されていない。  
 また、平成21年度においては、勤務状況システムから出力される「時間外勤務所属集計確認」は出力回覧されていたが、人事給与福利厚生システムとの整合性の確認がなされている証拠はなかった。

職員の超過勤務時間について、勤務状況システムと人事給与福利厚生システムとの間で乖離が生じていたとしても、乖離の事実を確認できる状況にはない。「実績手当登録結果確認票」が回付されるタイミングで、次長による勤務状況システムとの整合性をチェックする必要がある。  
 なお、2009年5月及び11月の全職員の超過勤務時間について、「実績手当登録結果確認票」と「時間外勤務 所属集計確認」とを突合したところ、全件整合していることが確かめられた。

ii. 忍野支所職員の超過勤務時間の管理について (意見)

水産技術センターは、甲斐市にある本所だけでなく、忍野村にある忍野支所にも職員が常駐している。  
 現在、忍野支所の職員の超過勤務時間についても、本所に常駐しているセンター次長が承認を行っている。  
 超過勤務時間の管理は、職員を直接管理している上長、すなわち、超過勤務の状況を適切に把握することができる上長が行うのが原則である。しかしながら、本所と忍野支所とは距離的に離れていることもあり、センター次長が忍野支所を訪れるのは年に数回である。

そのため、現在、センター次長が、忍野職員の超過勤務時間を適切に管理することは実質的に不可能であるといえる。すなわち、虚偽の超過勤務時間の報告が行われたとしても、それを看過してしまう可能性が非常に高い状況にある。

忍野支所には支所長が常駐していることから、忍野支所の職員の超過勤務時間については、支所長が管理する体制とすることが望まれる。内規やシステム改修等を理由として、上述の体制が採れない場合には、センター次長が超過勤務時間を承認する際、都度、支所長に確認する体制とすることもよい。

(3) 会計

① 生産物売却収入 (アユ) の売却単価について (意見)

水産技術センターではアユの稚魚を山梨県漁業協同組合連合会、山梨県養殖漁業協同組合等を契約当事者として県内の漁業協同組合等に売却している。その際の売却単価は下記の通り売り払い先の用途 (放流用と養殖用) によって異なり、放流用については低額 (養殖用の約 60%) で販売している。これは放流の場合歩留まりの割合が養殖用に比べて悪いこと、また放流を行っている漁業協同組合の採算が悪いことによる漁業協同組合の財政補助的な意味合いがあるとのことである。アユの稚魚は放流用と養殖用とは異なるわけではなく、またその生産コストや市場価格は変わらないことから両者の売却価格を区別する合理性はないもの

と思われる。売却後の漁業協同組合における利用が放流か又は養殖かを正確に追跡することは困難であり、また転売の可能性も全く否定することはできないことから両者の価格は同一とすべきである。県の施策として漁業協同組合を財政的に補助することが必要な場合には、別途の施策によって補助する方が、透明性が高く、県民にも判りやすいものと思料される。

平成21年度アユ売り払い価格

時期	放流用①	養殖用②	割合①/②(%)
2～4月	2,100円	3,490円	60.2
5月上旬	1,950円	3,290円	59.3
5月下旬	1,750円	2,910円	60.1
6月以降	1,450円	2,430円	59.7

② 生産物の売り払いの際の伝票について (意見)

水産技術センターでは県内の漁業協同組合等に放流用のための鮎の稚魚を販売している。通常、「売却した物品は、その代金の納付がなければ引き渡しはならない。」(山梨県財務規則第166条)とされているが、生産物はその例外とされ、代金後払いでも引き渡せるものとされている(山梨県財務規則第165条五)。引渡し時に取り交わされる受領書としてセンターでは独自に「売払伝票」を作成し、引渡し時に相手の署名をもらった控えを保管している。この一連の生産物の引渡しのルールについて規定、マニュアル等はないとのことである。

「売払伝票」には連番管理用の整理欄があるが現在はその欄は空欄で使用されており、必要であればその雛形、連番管理を含めた引渡しのルールを検討し規定化すべきと考える。

(4) 物品・固定資産管理

① 毒薬、劇薬の管理について (指摘事項)

毒薬(シアン化カリウム、フェリシアン化カリウム)については金庫の中に保管されており施錠されていた。ただし鍵は他の鍵と同じ棚につきしており(誰でも使用できる状態)、最終使用時残重量の記録があるものの、受払記録はない状態であった。また劇薬(ホルマリン、塩素等)については施錠できる棚ではあったが観察時一部の棚しか施錠されていた。また受払記録もなかった。毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い要領を作成し、盗難、紛失、その他の事故の未然防止に努めるべきである。

② 固定資産の管理について (指摘事項)

備品原簿よりサンプリングした物を実査したところ、次のような状況のものがあった。

番号	品名	取得日	取得価額	摘要
1	給餌用機器 (コムシアルテ ミアカウンタ ー)	平成11年 3月30日	7,980,000円	平成16年頃故障し現在まで不 用(使用見込みも無し)。机とモ ーター部品については取り外し て忍野支所で使用していたとの こと。
2	万能投影機 ニコソ6C	昭和47年 10月7日	357,000円	平成15年に故障のため代替機を 7月11日に購入、以降稼働無。
3	クリオスタット (IKASHIYA K SAWADA)	昭和53年 3月7日	860,000円	使用可能なるも、空調設備充実 の関係で不用となり少なくとも 10年以上稼働無。

上記は一部サンプリングしたものの中にあつたものであり、センターでは毎期  
実地棚卸を行い全件調査した後、山梨県財務規則に基づき下記の通り処理すべき  
である。

山梨県財務規則  
第164条(不用品の処分)  
使用の必要のない物品又は破損した物品で、保管転換又は修繕により活  
用の方法を見出すことができないものがあるときは、不用の決定をしな  
ければならない。  
2 前項の規定により不用の決定をした物品は、不用品売却調書(第五号様式)によ  
り売却しなければならない。ただし、売却することが不利又は不適当であると認め  
たもの及び売却することができないものは、物品売却調書(第六号様式)により棄却  
しなければならない。

③ 生産業務(アユ、ニジマス)における受払管理について (意見)

水産技術センターではアユの稚魚、ニジマスの稚魚・発眼卵等を生産物として  
売り払いの対象としている。アユやニジマスについて生産業務の管理のために給  
餌台帳、アユの選別台帳等を設け、また池別、系統別の在庫表を作成している。

水産技術センター

総合農業技術センター

しかし、これら在庫ベースでの管理は行われているが、生産物として生産物出納簿に登載されたもの以外の受払管理は行われていない。この生産物として認識されるのは山梨県「物品管理・調達事務ガイドブック 第9章 5. 生産物 (3) 生産物」として引き渡す時期の基準」の別表において魚介類は売り払うときとされている。したがって、売り払われる以前はいわゆる生産物としての管理は行われていない。当センターでは県内水産業の発展に寄与するため、試験研究のみならず魚苗の生産及び供給もその事業目的としていることから、販売対象として生産物出納簿に登載されたもののみならず、経済価値を有するものについては試験研究用や採卵親魚用の生産物を加えた生産業務全般の管理のための管理台帳を設け受払管理を行うべきである。

7. 総合農業技術センター

(1) 試験研究課題

総合農業技術センターでは、試験研究部門と専門指導スタッフ、農業技術普及部、調査部が密接な連携を図りながら、作物、野菜、花き等に關する生産性向上や持続可能な農業生産に寄与する農業技術の開発を目標として試験研究に取り組んでいる。また、恒常的業務として、水稲、大豆の原種生産や肥料取締法及び飼料安全法に基づき肥料、飼料の分析検査を行っている。

① 試験研究課題の評価対象となる研究課題の管理について (指摘事項)

調査・研究が終了した研究テーマについては、その後の課題評価委員会において、漏れなく事後評価を受けるのが原則である。しかしながら、平成20年度に完了した「秋咲きエリカ安定生産技術の確立」研究については、往査日時点において、課題評価委員会による事後評価を受けていなかった。なお、平成21年度における課題評価委員会は、平成21年9月9日と平成22年1月20日に開催されている。

平成21年3月23日に作成された「平成21年度 試験研究予定課題」において、当該研究は、平成20年度に完了した扱いとなっている。そのため、平成21年9月9日開催の課題評価委員会において、事後評価の対象から漏れてしまったのは、研究者の失念、及び事務局の確認作業の意りが原因であると考えられる。各試験研究課題の期前は明確に定められていることから、今後は、事務局において同様の漏れがないかの確認作業を行うとともに、研究者自身においても事後評価を受ける必要があることを強く認識することが望まれる。<課題評価の内容については、「1.1. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について (参考資料)」を参照>

(2) 人事制度

① 日々雇用臨時職員の出勤管理について (意見)

総合農業技術センターにおいて、日々雇用臨時職員については、月ごとの作業予定表により雇用計画書を作成し各人に出勤を要請している。その出勤状況を示す帳票として「臨時職員出勤簿」があるが、これには、当月の出勤者の氏名が記載されており、出勤のさい日付の欄に丸印を記入している。この帳票は各部長が管理しており、支給時の出勤日数の確認にも使用されている。

しかし、総合農業技術センター内に、日々雇用臨時職員の作成による作業日報や本人の署名等の書類もなく、「臨時職員出勤簿」だけでは勤務実態を証明するには資料が不足しているといえる。このことは、内部で齟齬が生じたとしても突合する書類がないためその正否を検証することが難しく、結果として、例えば勤務実態がなくとも資金の支払がされてしまう恐れがある。したがって、対外的な信頼性からも、出勤簿と突合できるように日々の勤務状況を示す雇用臨時職員直筆の書類を作成することが望ましいと思われる。



(3) 会計

① 職員宿舍入居料の算出方法について

職員宿舍については山梨県宿舍管理規則（昭和41年3月31日山梨県規則第9号）において規定され、これに基づき実施されている。また、下記の通り当該第12条第2項において入居料の月額算定方法を定め、同第3項においてはこれに調整計算を加えることとしている。さらに、別表（第12条関係）において、構造、経過年数、延面積によって同条第2項の規定に基づく1平方メートル当たりの入居料の基準額が規定されている。また、「山梨県宿舍管理規則の実施について（昭和41年4月管4-77号）」が別途規定されており、当該8において30年を超え建築後相当の年数を経過しているものについては、次の通り調整率を設けている。

山梨県宿舍管理規則	
第12条（入居料）	2 入居料の月額額は、宿舍の延面積に別表に定める1平方メートル当たりの基準額を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。（以下略）
3 宿舍管理者は、宿舍に供せられている建物が次の各号のいずれかに該当する場合その他特別の事情がある場合には、別に知事の定めるところにより、前項に規定する基準額に調整を加えることができる。	一 建築後相当の年数を経過している場合（以下略）
山梨県宿舍管理規則の実施について（下線は、監査人）	
8 規則第12条第3項に基づく調整は、当分の間、次の通り行うものであること。	
(1) 建物の経過年数による調整率（30年を超えるものに限る。）	
区分	建物の経過年数による調整率
30年を超え40年以内のもの	10%
40年を超え50年以内のもの	20%
50年を超え60年以内のもの	30%
60年を超えるもの	40%

i. 建物の経過年数による調整率の必要性について（意見）

上記別表（第12条関係）では木造及び組積造については経過年数30年を超えるものについて1平方メートル当たりの入居料の基準額は経過年数に係らず同額であるため上記調整率も意味があるものと思われる。しかし、鉄骨鉄筋コンクリート造

及び鉄筋コンクリート造については50年を超えるものについて1平方メートル当たりの入居料の基準額は経過年数に係らず同額であるが、30年を超え50年以内のものについて個別に規定されている。

したがって、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造については50年を超えるものについて上記調整率を設けることに意味があるが、30年を超え40年以内のもの及び40年を超え50年以内のものについては調整率を設けると2重に減額措置が行われることになる。これは建築後30年超の宿舍については将来的に廃止を想定し、大規模修繕をまったく行わずに小規模な修繕で対応してきたため、建物の老朽化や機能的な陳腐化が認められることとなった。この点については経過年数による減額措置（基準額及び調整率）が2重に行われているように見られるため、両者を統合・整理した上で分かり易く規定すべきものと思われる。

また、参考までに、別表記載の1平方メートル当たりの入居料の基準額及び調整率を適用して居室面積50㎡（2LDK）と仮定して算定した賃料は、下記の通りである。県職員の宿舍は民間住宅の賃料を参考に決定されていることであり、確かに平成20年の人事院の資料によると建築後5年以内の下記賃料は民間住宅の賃料（企業規模500人以上、自社保有住宅、55㎡未満；月額15,891円）を上回る。しかし、福利厚生の意味合いはあるとはいえ、民間賃貸住宅に比べては非常に低額なものとされる。

鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造				
構造	規模	経過年数	基準額（単価）	賃料（調整後）
	50㎡（2LDK）	5年以内	330円	16,500円
		5年を超え10年以内のもの	276円	13,800円
		10年を超え20年以内のもの	233円	11,650円
		20年を超え30年以内のもの	173円	8,650円
		30年を超え40年以内のもの	136円	6,800円
		40年を超え50年以内のもの	114円	5,700円
		50年を超え60年以内のもの	79円	3,950円
		60年を超えるもの	79円	3,950円
				2,370円

ii. 建物の経過年数による調整率の改正について（意見）

上記「山梨県宿舍管理規則の実施について」の8において「第12条第3項に基づく調整は、当分の間、次の通り行うものであること」と規定しているが、法令上「当分の間」という言葉が使われているときには、法令上の措置が臨時的・暫定的な

総合農業技術センター

総合農業技術センター

のであり、早晚改廃されるべきものである旨を示すにとどまって、どの程度の期間が経過したら「当分の間」でなくなるというものではないが、当該規定が設けられたから44年以上が経過し当時の経済環境とは異なる状況にあり、また、山梨県宿舍管理規則も当初制定後何回も改正を経ていることから、当該規定自体の改正又は山梨県宿舍管理規則の改正の機会もあったものと思われる。

② 契約書への印紙の貼付について(指摘事項)

総合農業技術センターが借主となり、毎期継続して契約を行っている「地域適応型新技術等実証事業実証貸借契約」に係る契約書を確認したところ、平成19年度分及び平成20年度分の契約書において、印紙の貼付がなされていなかった。

印紙税法によると、地方公共団体が作成する文書は本業非課税文書とされる(印紙税法第5条第2項)が、双務契約において地方公共団体等以外が作成する文書は課税文書とされる(同法第4条第5項)。したがって、当センターが所持する本件土地賃貸借権の設定に関する契約書は課税文書となり、当該契約については契約金額が20,000円であったことから、本来であれば200円の印紙の貼付が必要であった。

金額的には僅少であるとはいえ、租税法遵守を指導することは行政として当然に求められるべきものであり、今後も注意が必要と考える。なお、平成21年度分の契約書については上記印紙税法に基づいて、適正な額の印紙が契約書に貼付されていることを確認した。

(4) 契約

① 庁舎ボイラー運行管理業務の予定価格の積算について(意見)

委託内容：庁舎ボイラー運行管理業務  
委託者名：K社  
契約種別：指名競争入札  
委託金額：1,155,000円(税込：年額)

上記委託業務の平成19年度の積算価格の算定にあつては、平成19年11月19日から平成20年3月31日までの祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの87日間のうち、試運転期間にあたる7日間を除き80日間にて積算している。そして、平成20年度の積算では、平成20年11月20日から平成21年3月31日までの祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの84日間での積算となっている。  
本件委託業務の過去4年における契約内容は以下のとおりである。

	積算価格(円)	積算日数(日)	予定価格(円)	落札価格(円)
平成18年度	1,162,818	77	1,162,818	1,155,000
平成19年度	1,218,000	80	1,207,500	1,155,000
平成20年度	1,231,342	84	1,228,500	1,155,000
平成21年度	1,214,514	84	1,207,500	1,155,000

この積算日数の違いは、試運転期間を平成18年度は10日、平成19年度は7日として除いているが、平成20、21年度は試験運転期間を考慮していないことによる。しかし、仕様書の内容に変更はないので、先の平成20、21年度の積算価格から7日を除くと下記のとおりいずれも落札価格を下回ることになる。

	7日を除く積算	7日を除く(日)	落札価格(円)
平成20年度	1,128,730	77	1,155,000
平成21年度	1,113,304	77	1,155,000

以上の通り、予定価格の積算に問題があるので、状況を確認のうえ今後の積算の算定に反映することが望ましいと思料される。

また、本件契約は、現状では年度ごとの単年度契約となっているが、契約金額を検討の上、経済性や効率性等の面から判断して合理的であるとするならば、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地もあるのではないかとと思われる。

② 庁舎(本館・管理棟・総合普及センター)の清掃業務の予定価格の積算について(意見)

委託内容：庁舎(本館・管理棟・総合普及センター)の清掃業務  
委託者名：S社  
契約種別：指名競争入札(3年間の長期継続契約)  
委託金額：1,242,500円(税込：年額)

上記委託業務は、平成21年度より清掃委託に本館、管理棟のほか総合技術普及センターが追加されたが、平成18年度と平成21年度の本館・管理棟のみの積算価格をみると以下のとおりである。

(単位：円)

	平成18年度	平成21年度
日常清掃 週3回	567,000	613,494
床面清掃 年3回	229,950	333,018
窓清掃 年1回	36,750	57,960
計	833,700	1,004,472
値引き10%	83,370	100,447
差引計	750,330	※ 903,000

※平成21年度の差引計は、端数を切り下げている

委託業務の仕様書を見ると、業務の内訳は清掃の箇所、面積とも同じなので、上記のとおり積算価格が2割増というのは物価の上昇等を勘案しても高い価格ではないかと史料される。また、指名入札に参加した5業者の入札価格は、いずれも上記の積算価格をもとに決定した予定価格を1割以上下回っており、落札率の72.5%から見ても算定した積算価格が高い設定となっていると思える。

予定価格については、以下の規定のとおり適正価格の判断基準とされている。

<p>「山梨県財務規則」(下線は、監査人) 第127条関係通知</p> <p>予定価格は、支出については、相手方の申出にかかる価格の適否を判断する基準とするとともに予算の限度を示すものであり、収入については、適正な歳入の確保を図るうえにおいて、相手方の申出にかかる価格の基準となるものである。</p> <p>契約担当者は、実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めなければならない。</p>
---

このような予定価格の高騰は、経済性の面から不利益を招く恐れがあるので、実例価格等を考慮し積算の適正化が必要と思われる。

③ 庁舎(高冷地野菜・花き振興センター、八ヶ岳試験地)の清掃業務の予定価格の積算について(意見)

委託内容：庁舎(高冷地野菜・花き振興センター、八ヶ岳試験地)の清掃業務  
 委託者名：S社  
 契約種別：随時契約  
 委託金額：154,350円(税込：年額)

上記委託契約の平成20年度と平成21年度の積算価格及び落札価格は以下のとおりである。

	積算価格(円)	落札価格(円)
平成20年度	220,500	176,400
平成21年度	194,250	154,350

また、各年度の積算価格の内訳は以下のとおりである。

	平成20年度		平成21年度	
	H19年度実績	H20年度積算	H20年度実績	H21年度積算
応用育苗科				
床面清掃	48,600	50,000	55,800	60,000
硝子清掃	15,700	20,000	12,600	15,000
カーポート清掃	20,100	20,000	15,200	20,000
消耗品・機材費	上記を含む	上記を含む	3,000	上記を含む
小計	84,400	90,000	86,600	95,000
野菜作物花木科				
床面清掃	34,200	50,000	39,800	40,000
硝子清掃	10,000	10,000	4,800	10,000
消耗品・機材費	上記を含む	上記を含む	3,000	上記を含む
小計	44,200	60,000	47,600	50,000
八ヶ岳試験地				
床面清掃	32,200	50,000	29,200	30,000
硝子清掃	10,000	10,000	3,600	10,000
消耗品・機材費	上記を含む	上記を含む	1,000	上記を含む
小計	42,200	60,000	33,800	40,000
計	170,800	210,000	168,000	185,000
消費税	8,540	10,500	8,400	9,250
合計	179,340	220,500	176,400	194,250

この積算価格の内訳の増額部分は、原材料(洗剤・ワックス等)の値上げを考慮したためという説明を受けたが、この積算をみる限りにおいては、各項目を増額し数字を丸めているだけのように見え、適正な積算というには根拠の曖昧さは否定できないものと思料される。また、結果としては、前年と同様の仕様にもかかわらず各社からの見積もり金額は下がっており、随時契約での委託金額は前年対比で12.5%減額している。したがって、積算にあたっては、原材料とともに他の原価を考慮し積算を適正化することが必要と思われる。

総合農業技術センター

総合農業技術センター

④ 見積もり合わせの業者選定について (意見)

委託内容：高冷地野菜・花き振興センター構内樹木剪定等管理業務  
 委託者名：N社  
 契約種別：随時契約  
 委託金額：966,000円 (税込：年額)

上記の委託契約は、平成21年度の予定価格に対し落札価格が97パーセントと高くなってきている。過去3年間における見積もり業者数と落札率は以下のとおりである。

	参加業者数	落札率	落札業者
平成19年度	3社	91%	N社
平成20年度	3社	96%	N社
平成21年度	2社	97%	N社

過去3年において、最終的に契約を締結する業者についても毎期同じ業者となっている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまふといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えらる。

(5) 物品・固定資産管理  
 ① 岳麓試験地における農業・消耗品の管理について (指摘事項)

農業の管理については、実地棚卸時に作成する農業在庫台帳、受入時に継続して作成している新規購入リスト、払出を管理する年度ごとの薬剤散布状況等を個別に作成しているが、薬剤ごとに受け払いを管理すべき継続記録簿が作成されていない。また、消耗品についても受入及び払出のみを記載した手書きの管理簿はあるが、残高が記載されていないため帳簿上在庫の管理がされていない。農業・消耗品の管理について継続記録簿を備え付け、残高を管理すべきものと思われる。特に農業については人体に有害なものも含まれその取扱に特別に注意すべきものも含まれることから、帳簿上も常に残高を管理し定期的な実地棚卸を行い、在庫の管理に細心の注意を払うべきものと思料される。

また、灯油については受け払いの管理もされていなかったが、ある程度在庫もあることから継続的な記録を行うべきものと思われる。尚、平成22年度から燃料受払簿を作成している。

② 岳麓試験地における在庫計上漏れの農業について (指摘事項)

農業保管庫内の実地調査を行ったところ、平成22年8月20日の実地棚卸時に使用された農業在庫台帳に記載がされていない下記の農業が保管庫内に保管されていた。農業保管庫内の毒劇物を保管すべきケース内に収納されていたものである。定期的な実地棚卸を行い、上記記載の継続記録簿を備え付けることによりこのような在庫の計上漏れを防止することが可能となるものと思われる。

品目	容量	製造元	数量
キリフタエースジャンボ	300g	八洲化学工業㈱	1袋
ナイスショットジャンボ	500g	三共㈱	1袋
ヤシバ草笛フロアブル	300ml	八洲化学工業㈱	2本

③ 岳麓試験地における使用期限の到来した薬品の管理について (指摘事項)

平成22年8月20日実地棚卸時の農業在庫台帳によると、当該台帳では農業の品名ごとに使用期限の記載がされている。当該台帳上で使用期限の記載のあるもの120品目の内、使用期限内のものは9品目(7.5%)であった。

使用期限が経過したものでも農業としての効果が変わらず使用可能なものも含まれたり、また、処分に当たっては費用もかかるものと思われるが、在庫として計上されている農業はそもそも人体に有害なものも含まれその取扱に特別に注意すべきものであることから、管理のコストのみならずその危険性等も考慮のうえ処分する必要があるものは早急に処分すべきものと思われる。

尚、使用期限の記載のある農業の使用期限ごとの在庫の内訳は下表の通りである。

使用期限ごとの在庫の内訳	
使用期限	品目数
使用期限内	9
使用期限経過 10年内	26
使用期限経過 20年内	56
使用期限経過 30年内	28
使用期限経過 30年超	1
合計	120

④ 岳麓試験地における備品原簿に記載されていない備品類について (指摘事項)  
 事務室内に存在する書類収納庫について備品原簿に記載されていないものが見られた。これらの書類収納庫等は岳麓試験地の所在する合同庁舎が建替えされる前に普及センター等が所有していたものであるが、合同庁舎の建替えに当たって備品類の引継ぎが行われず、備品原簿に記載されずに扱われてしまったことによることである。これらは現に使用されている書類収納庫であり、備品原簿に登録の上適正に管理すべきである。

⑤ 岳麓試験地における物品番号が貼付されていない備品の存在について (指摘事項)  
 平成 21 年度に購入したデジタルテレビ 2 台については、備品原簿に記載されているものの、現物のデジタルテレビに物品番号が貼付されていない。物品番号を貼付の上適切に管理すべきである。

⑥ 備品の実在性、稼働状況について (指摘事項)  
 平成 21 年度末備品原簿から次の分類備品を抽出し、資産の実在性を確認するため現物実査を行った。

- i テレビ
  - ii コンピューター (本体又はセット)
- 現物実査の結果は以下の通りである。

- i 備品原簿に記載の全備品ともその実在を確認した。
- ii 備品原簿に記載の備品につき、その実在を確認。しかし平成 11 年 3 月購入のパソコン 2 台 (NEC VALIESTAR NX VE40 D/6、NEC ミニエース) について実在性は有するが、稼働状況についてはそれぞれ以下のとおりであった。

物品番号	品名	取得日	使用場所	保管・使用状況
98301877	NEC VALIESTAR NX VE40 D/6	H11.3.31	本一階図書資料室	本棚の上に保管。埃が被っていた。
98301878	NEC ミニエース	H11.3.31	本一階図書資料室	棚の奥に保管。容易に取り出せる状況ではなかった。

上記資産については、再使用は可能であるとの説明を受けたが、現在の保管状況から推測すると、再度資産として稼働する可能性は低いと判断をされてもやむを得ない。

将来にわたって使用する可能性のない備品は保管転換や売却又は廃棄を適宜すすめていくことも必要ではないかと思われる。

⑦ 備品原簿の整備状況について (指摘事項)  
 総合農業技術センターには、備品原簿及び主要備品原簿が備え付けられている、総合農業技術センターにおいて、備品原簿及び主要備品原簿を確認したところ以下の問題点が挙げられる。

- i 取得年月日、取得価額の記載がない等その記載内容に不備のある物品が非常に多い。
- ii 原簿と現物との照合について年に 1 回行っているとの事であるが、現物照合を行った原簿が存在しない。物品の現物調査は資産管理を有効に行ううえで、必要不可欠なものであると考えられる。また、物品の現物調査については以下の規定が存在する。

「山梨県財務規則第 151 条関係運用通知」  
 備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登録されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。

物品の現物調査は上記規定に従い、毎年度確実に実施される必要がある、その現物照合原簿についても保存しておくことが必要と考える。

⑧ 肥料の管理について (意見)

総合農業技術センターにおいて肥料倉庫内を視察したところ、受払いの都度はその使用者が記載を行う受払簿の存在を確認した。しかし、その内容については残高の記載が一切無く、帳簿としては不完全なものであった。さらに、実地の棚卸調査についても最も直近の資料が平成 21 年 2 月であり、1 年以上は実施がなされていないのが現状であった。  
 出納簿及び受払簿への記載の省略については以下の規定が存在する。

総合農業技術センター

総合農業技術センター

「山梨県財務規則」  
 第246条  
 次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登録を省略することができる。  
 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等  
 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの  
 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの  
 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの  
 五 福祉施設等で給食の用に供する贈品及び耐材料  
 六 修繕等のため購入した物品で直ちに取り付ける部品等  
 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等  
 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品  
 九 本庁において、かいへ交付の目的をもって購入した物品  
 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品については、出納簿及び受払簿に登録を省略することができる。

上記規定関係の通知には1項8号の取扱いについて物品要求書・物品購入報告書に「1月以内に消費するものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は出納簿及び受払簿への登録を省略することができる旨、及び2項の取扱いについても、受入れ後直ちに払出す消耗品及び原材料品については物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品(原材料品)は受入れ後直ちに払い出すものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は、出納簿及び受払簿への登録を省略することができる旨の記載がある。

総合農業技術センターの肥料物品要求書には帳簿登録省略理由の記載欄に「受入れ直ちに払い出す」旨の記載がされているため、形式的には出納簿・受払簿への登録を省略できる要件は満たしていると思われるが、実際に肥料の現物確認を行ったところ、相当の在庫数の確認がとれた。「受入れ後直ちに払い出す」旨の記載については、その実態に即したのではなく慣例で記載していたと推測される。資産の管理上、正確な出納簿・受払簿を作成し、実地の棚卸調査を定期的に行うことは非常に有用であると思われる。

⑨ 薬品の管理状況について(意見)

総合農業技術センターにおいては、酢酸アセチルや硫酸アセチル、ホウ酸などの薬品を使用、保管している。薬品管理状況について本館薬品庫を視察したところ

る以下のとおりであった。

貯蔵庫及び貯蔵庫内棚の管理については、現状環境部において一元的に管理しているとの事であるが、薬品の管理について内部において管理要領等は存在しないということであった。在庫管理については、貯蔵室内に手書きの受払簿が備え付けられてはいたが、実地の棚卸調査については1年以上実施していないとのことであった。

「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にたい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品等も含まれていると思われるため、薬品の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。さらに、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品等については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

⑩ 総務課内にある金庫の鍵の管理について(意見)

総務課内にある金庫内には通帳、切手等の貴重品が保管されているが、その鍵については終日金庫に差した状態になっているのが常であるとの事であり、実査当日も同様の状況が確認された。また、鍵の保管場所も総務課出入り口近くの引き出しに置いてあり、誰でも自由に取り出せる状況に見受けられた。金庫の鍵の管理について管理の責任者を明確にすることが当然に求められる。

⑪ 車両使用の管理について(意見)

職員等が車両を使用するに際しては、車両の管理台帳にその旨の記載を求めているとのことであるが、その管理台帳については通常各車両内に搭載されたままになっているとの事であった。本来車両の使用状況を第三者が管理する目的で作成された台帳が車内に搭載されたままになっていることは、管理上有用であるとは言いがたい。台帳の管理については特定の部課において一元的に行い、使用の都度台帳に記入し、車両管理者は常に使用状況を把握できる方法を採用することが管理上望ましいと思われる。

⑫ 図書の管理について(指摘事項)

山梨県財務規則第243条第1項1号には、物品取扱者が備えなければならない帳簿として図書受払簿が記載されており、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックには図書受払簿に関して以下のとおり規定されている。

「山梨県物品管理・調達事務ガイドブック」より  
 図書受払簿の記載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については、備品原簿へ記載するため、記載する必要がない。したがって消耗品の図書について記載しておけばよい。消耗品出納簿で行ってもよい。消耗品であるので財務規則第246条に該当するものは、記載が省略できる。

また、総合農業技術センターの図書管理要綱第3条には以下の規定が存在する。

総合農業技術センター図書管理要綱  
 第3条  
 所長は、受入れの済んだ図書を、図書目録に、及び逐次刊行物目録に作成する。

提示された蔵書一覧を確認したところ、毎期図書の購入は断続的に行われているが、平成18年以降については更新がなされていない状況であった。センターにある図書について全体として管理がなされていないのが現状であると判断される。担当者より「消耗品としてあつかっているため受払簿は作成していない」との説明を受けたが、財務規則等に促せば、消耗品であることをもって受払簿の作成の必要がないとは言えない。また受払簿への記載が省略できる要件としては、「官報、広報、新聞、雑誌等」、「消耗品のうち1月以内に消費することを予定して購入した消耗品」、「受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品」等に限定されており、実際に図書購入の際の物品要求書への帳簿記載省略理由の欄には「1月以内に消費する」、「受入れ後直ちに払い出す」旨の記載があるが、図書という資産の性質上、このような記載省略理由は極めて不適当であり、雑誌等に該当しない限りは受払簿の作成が規定上も求められていると判断される。今後は規定を遵守し、図書の管理については図書受払簿及び図書目録の作成等を行うことが必要であると考える。

⑬ 切手の管理について（指摘事項）

総合農業技術センターにおける切手の管理は、日々の使用分を手書きで管理し、月末に受払簿を作成しているとのことであった。総務課において切手の実査を行った結果は、以下のとおりである。

	8/25実査 残高 A	8/25実査 残高 B	8/1～/25 使用分	8/16 購入分	7/31ある べき残高	7/31 帳簿残高	差
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
10円切手	101枚	100枚	2枚	100枚	103枚	103枚	±0枚
50円切手	23枚	200枚	3枚	0枚	226枚	225枚	+1枚
80円切手	45枚	200枚	20枚	100枚	215枚	216枚	△1枚
90円切手	64枚	200枚	5枚	100枚	169枚	170枚	△1枚
120円切手	64枚	100枚	3枚	100枚	67枚	66枚	+1枚
270円切手	18枚	100枚	0枚	100枚	18枚	18枚	±0枚
はがき	16枚	70枚	0枚	0枚	86枚	86枚	±0枚

(残高 A・・・総務課机上のラックで管理している切手の残高)  
 (残高 B・・・総務課金庫内で管理している切手の残高)  
 計算式・・・((a)+(b))+(c)-(d)=(e), (e)-(f)=(g)

上記の計算式に従って、実査当日の残高に加算・減算をすると上記の結果の通り、切手の帳簿残高(f)と計算上の実際残高(g)には若干の差異があることが確認された。差異が若干であるとはいえ、現金同等物である切手については更なる厳格な管理が必要である。

⑭ 簿外現金と私用切手の存在について（指摘事項）

総務課の金庫内を調査したところ、以下のとおり内容不明の現金が見えられた。

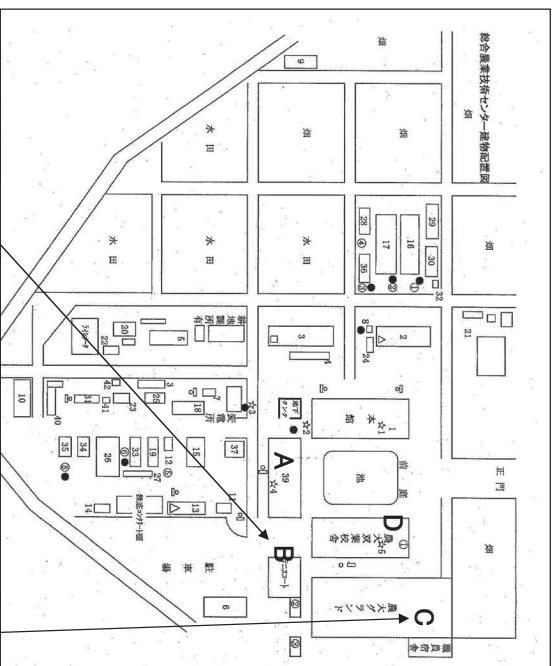
調査時の状況	金種	金銭内訳 枚数	金額
茶封筒内に現金あり。	100円	2枚	200円
(封筒に「募金に使ってください」とのメモ書きあり)	5円	17枚	85円
	1円	235枚	235円
		小計	520円
所有者不明の財布内に現金あり。	500円	2枚	1,000円
	100円	4枚	400円
	50円	1枚	50円
	10円	2枚	20円
	1円	2枚	2円
		小計	1,472円





総合農業技術センター

総合農業技術センター配置図



旧農業大学校テニスコート



旧農業大学校グラウンド

果樹試験場

8. 果樹試験場

(1) 試験研究課題

果樹試験場では、生食ブドウ、醸造ブドウ及びモモ、スモモなどの落葉果樹の品種育成に関する研究や、省力化、高品質化に向けた栽培技術の確立、薬剤防除法の改善、病害虫防除技術等の研究を行っている。

① 改題・再編された研究テーマの評価について (意見)

翌年度実施予定の試験研究課題をまとめている「試験研究予定課題」について、平成19年度～平成21年度分を閲覧すると、試験研究期間の途中において、名称が改題されているものや、研究の範囲や目的等が再編されている研究テーマが散見された。研究テーマの選定にあたっては、その適否について必ず事前評価を受けることになっている。しかしながら、試験研究期間中に改題・再編された研究テーマについては、改題・再編後の研究課題設定の適否について課題評価委員の評価を受ける仕組みにはなっていない。

事前評価の趣旨は、十分な評価能力を有する評価委員が、公正な立場から、山梨県の試験研究機関として研究するに値する研究テーマであるかどうかの評価を行うことにある。当該趣旨を勘案すると、研究の範囲や目的等が再編されている研究テーマについては、再編後の研究テーマが依然研究するに値する課題であるかどうかの評価を受けることが望まれる。

<課題評価の内容については、「11. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について (参考資料)」を参照>

(2) 人事制度

① 短期臨時職員の出勤管理について (意見)

短期臨時職員の出勤管理の方法は、各作業のリーダーの管理となり、出勤であれば丸印等を手書きで出勤簿に記入するといった方法が取られている。平成21年分の出勤簿を調査したところ、出勤簿には各リーダーの署名、押印等はなく、職員本人による署名や、押印も無かった。担当者からの聴取によると、日々の作業日報の作成も特段行っていないとの事であり、試験場にて作成している短期間臨時職員の出勤簿については、それ自体で勤務の実態が存在したことを証明するには資料としては不十分と判断される。

さらに、個別に採用者との契約書を作成しておらず、募集から面接、雇用契約、賃金の支払まで試験場単独で行っているとの事実を合わせて判断すると、例えば履歴書の整備さえあれば、勤務実態が無かったとしても、賃金として支払を執行することが可能であり、システム上不正の発生する危険性は常に内在しているのではないかと思われる。出勤簿又は作業日報等において、記入内容の責任者の明確化や、短期間臨時職員本人による署名など、勤務実態が確かであったことを後日検証可能となるように、整備しておくことが望ましいと思われる。

果樹試験場

果樹試験場

(3) 受託研究費

受託研究の概要（平成21年度）  
 果樹試験場における平成21年度の受託事業収入は2,780千円である。これらは、農業関係試験調査受託事業3件の合計であり、その概要は下表のとおりである。

<平成21年度農業関係試験調査受託事業の概要>

① -i	牛糞堆肥を併用したぶどうへの被覆尿素肥料の効率的施肥法開発
相手先	全国農業協同組合連合会 山梨県本部
契約期間	平成21年6月1日～平成22年1月31日（試験の実施期間）
金額	525,000円
② -ii	果樹関係除草剤・生育調節剤に関する試験（KT-30S 液剤 適用性他、計5件）
相手先	財団法人日本植物調節剤研究協会
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
金額	687,750円
③ -iii	農業について、その結果・葉害・残留性についての試験
相手先	山梨県植物防疫協会（山梨県農業共済組合連合会内）
契約期間	平成21年4月1日～平成22年2月28日
金額	1,568,000円

① 受託研究に関する規程類が未整備であることについて（指摘事項）

果樹試験場においては、受託研究に関する規程、要綱、要領等が未整備であった、つまり、受託研究の受け入れについての判断基準や事務手続が不明確である。県立試験研究機関が行う試験研究は、県の施策の推進にあたって、必要又は有益であると認められるものに限り実施されるべきである。このことは受託研究についても同様である。  
 特に依頼試験・検査のうち、企業活動の代行に該当するものについては、公平性の観点から、一定の基準を設ける必要がある。  
 したがって、果樹試験場において、受託研究に関する規程、要綱、要領等を整備する必要がある。

② 受託研究の受入可否の決裁について（指摘事項）

果樹試験場においては、受託研究の受入可否についての決裁がなされていない。受託研究の依頼に基づいて、契約同いを決裁するのみである。  
 受託研究については、公的関与の妥当性について、十分に判断する必要がある。つまり、県の施策の推進にあたって必要又は有益であるかを判断し、その判断の根拠を決裁文書として、明確に残す必要がある。  
 そのためには、①で述べたように、受託研究に関する規程等を整備し、一定の基準を設ける必要がある。

③ 農業関係試験調査受託事業①-1について（指摘事項）

「牛糞堆肥を併用したぶどうへの被覆尿素肥料の効率的施肥法開発」契約書によると、試験結果報告書提出時期が平成22年2月28日までとなり、当該報告書提出後、受託研究費を支払うこととなっている。  
 果樹試験場においては、当該報告書は平成22年2月17日に提出されているが、受託研究費の測定は平成22年3月25日に行われており、納期限は平成22年4月19日となっていた。当該報告書提出後、受託研究費を支払うこととなっている契約書上の規定に従っていない。  
 しかし、他の受託研究のように、通常の事務の流れは、報告書の検収を受けて、測定し、納入通知書を送付し、期限内に納入を受けるものである。したがって、今後は、契約書上の規定に従って事務処理を行う必要がある。

④ 農業関係試験調査受託事業①-iiiについて（指摘事項）

「農業について、その結果・葉害・残留性についての試験」契約書によると、事務完了後20日以内に試験成績書と納入通知書を送付し、そこから30日以内に支払いを受けることとなっている。  
 果樹試験場においては、事務は平成21年11月に完了し、試験成績書を送付しているが、納入通知書は平成21年12月16日に送付されていた。  
 当該事務完了後20日以内に納入通知書を送付することとなっている契約書上の規定に従っていない。  
 今後は、契約書上の規定に従って事務処理を行う必要がある。

⑤ 農業関係試験調査受託事業①-iiiの契約締結について（指摘事項）

当該受託研究について、委託者からの依頼文は平成21年6月25日付となっているが、契約日は平成21年4月1日であった。また、契約同いの決裁日は平成21年6月30日であった。  
 契約前に受託研究を行っていることとなり、形式的に不備となっている。しかし、実務上は年度等の切れ目なく、農業についての結果・葉害・残留性についての試験を実施しているものである。  
 今後は、受託研究に係る事務手続を整備し、形式的な不備を解消する必要がある。そのほか、債務負担行為や長期継続契約を検討するなど、実務上の取り扱いを考慮することも検討する必要がある。

(4) 会計

① 海外研修旅費について（指摘事項）

平成21年1月12日～平成23年7月31日の間にフランス・ポルトーでの語学

研修及びポルト大学醸造学部での研修のため、果樹試験場の研究員1名が海外派遣されている。平成20年11月25日の発令通知書によると研修期間は上記のとおり長期にわたる。当該研究員は平成21年8月3日に一時帰国し、旅費の精算が行われ、平成21年8月14日を起業日とする海外長期派遣研修旅費精算（過年度分）の調定同いが起案されている。ただし、上記発令通知書は存在するが帰国にかかわる命令書が存在しないため、当該帰国は命令に基づいた帰国であるか否か確認することができない。命令に基づかない帰国に当たると、帰国に係る往復の旅費及び宿泊費・日当は自己負担等となり、また現地における長期赴任の期間が継続することとなり長期滞在に基づく宿泊費・日当等は減したものが継続して適用されることになる。したがって、命令に基づく帰国に該当するものであるか明確にするため命令書の発令が必要である。

② 行政財産使用料の計算について（意見）

建物の使用に関する行政財産使用料は山梨県行政財産使用料条例（昭和39年3月31日、山梨県条例第十五号）、行政財産使用料等の算定について（通達）に基づき、建物価格及び建物敷地価格を基礎として使用料を下記通り算出している。

<計算式>  

$$(1 \text{ m}^2 \text{ あたりの建物価格} \times 6\% + 1 \text{ m}^2 \text{ あたりの土地価格} \times 4\% \times \text{建物面積割合}) \times \text{使用面積} = \text{建物の使用料}$$

敷地に係る使用料は公有財産台帳上の1㎡あたりの土地価格を基に算出される。本館内に設置されている自動販売機に係る行政財産使用料の計算に当たっても上記と同様に計算されているが、敷地に係る使用料の計算に当たって、台帳上の土地価格は平成21年度950円/㎡と低額である。これは当該本館等が存する宅地を含む果樹畑全体を土地価格としていることによるものである。

尚、果樹試験場は社団法人山梨県果樹園芸会に建物敷地を賃貸しているが、当該敷地は前記の土地価格に圃場造成費を加算して基礎となる価格を算出しているため、当該賃貸に伴う使用料は436円/㎡である。一方、上記自動販売機の敷地に係る使用料は果樹畑としての土地価格に基づく25円/㎡であり、約1/17と非常に低額となっている。

本来は当該本館が存する敷地は「宅地」であることから、(社)山梨県果樹園芸会に賃貸している敷地の使用料と同様に圃場造成費を加算して基礎となる価格を算出する等適正な使用料を算出すべきである。

③ 生産物売却収入（ワイン）の売却単価について（意見）

醸造されたボトル詰めされたワインの内、試験研究用のワイン以外のワインは、果樹試験場内で売却されている（酒税法の関係で外部に売却することはできない）。当該売却単価は赤ワイン1,000円/本、白ワイン700円/本（醸が出たサンゼミヨンは500円/本）である。売却単価は酒税・ボトル代等を含めた製造に係る費用を積算した原価を基に、市場価格等を参考に決定していることである。また、白ワインは日持ちせず賞味期限が短いため赤ワインに比べて安くしていることである。但し、原価を積算した具体的な資料は提示されなかった。当該ボトルワインは外部には販売されず果樹試験場内部での売却のみであり、果樹試験場の職員等に対する経済的な便益の提供と疑念される可能性があることから、ワイン製造にかかわる原価計算を行い、客観的な売却単価を求めることが必要である。

(5) 契約

① 法面除草業務委託契約指名業者の選定について

平成20年度～平成21年度の法面除草業務委託契約に係る指名競争入札の入札参加者については次の通りであった。

入札日	参加業者数	参加業者名	応札金額(税抜)
H21.11.17	3社	A社	1,470,000円
		B社	1,490,000円
		C社	1,480,000円
H21.7.14	3社	A社	1,480,000円
		B社	1,550,000円
		C社	1,580,000円
H20.11.18	3社	A社	1,430,000円
		B社	1,460,000円
		C社	1,450,000円
H20.7.17	3社	A社	1,480,000円
		B社	1,540,000円
		C社	1,520,000円

！ 入札への参加業者数及びその選定について（意見）

上記の通り、法面除草業務委託契約に係る入札への参加業者は過去2年間に亘って全く同一であった。指名競争入札の入札参加者の選定プロセスについては決裁書等に